

## 平成30年度環境常時監視測定結果等について

令和元年8月29日  
 京都府府民環境部  
 環境管理課  
 075-414-4709

京都府では、平成30年度における環境常時監視測定結果等を取りまとめましたので、お知らせします。

## 1 大気関係

## (1) 大気汚染測定結果

添付資料1ページ

微小粒子状物質（PM2.5）については、全局で環境基準を達成した。  
 注意報発出もなかった。

二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については、全局で長期的評価による環境基準を達成。光化学オキシダントについては、注意報発令は2日で、光化学スモッグによる被害の訴えはなかった。

## (2) 有害大気汚染物質測定結果

添付資料11ページ

環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質について、全測定地点で環境基準を達成。

## (3) アスベスト大気濃度調査結果

添付資料13ページ

高濃度（10本/リットル超過）のアスベストは確認されなかった。

注）京都市域を除く。

## 2 水質関係

## (1) 公共用水域水質測定結果

添付資料14ページ

健康項目については全地点で環境基準を達成。生活環境項目については、河川（BOD）は全水域で環境基準を達成したが、海域（COD）は閉鎖性水域が多いため5水域で環境基準を達成しなかった。

[環境基準の達成状況]（達成水域数/測定水域数）

項 目		年 度		
		29	30	
健康項目	カドミウム、全シアン等	全地点で環境基準を達成		
生活環境項目	河川	BOD	41/41	41/41
		全亜鉛・ノニルフェノール・LAS*	8/8	8/8
	海域	COD	1/7	2/7
		全窒素・全燐	4/5	4/5

\*H26からLAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）を項目追加

(裏面あり)



## (2) 地下水水質測定結果

添付資料21ページ

概況調査では32/32地点で環境基準を達成(前年度とほぼ同程度)。また、汚染が確認された井戸に対して実施する汚染井戸周辺地区調査では10/10地点、継続監視調査では39/58地点で環境基準を達成。(なお、基準超過した地下水は飲用に供さないよう指導済み)

## (3) ゴルフ場使用農薬水質監視調査結果

添付資料23ページ

府内31ゴルフ場のうち、10ゴルフ場の排水中の農薬調査を実施したところ、3種類の農薬が検出されたが、環境省の定める指導指針値を下回っていた。

## 3 ダイオキシン類測定結果

### (1) 環境中のダイオキシン類

添付資料24ページ

大気(15地点)、公共用水域の水質(48地点)、底質(20地点)、地下水(20地点)及び土壌(19地点)で、環境基準を達成。

### (2) 発生源のダイオキシン類<sup>注)</sup>

添付資料27ページ

排出ガス及び排出水の測定を行った法対象83施設で基準適合。

注) 京都市域を除く。

## 4 公害苦情の状況

添付資料35ページ

公害苦情は、1,637件で、前年度に比べ21件減少。

(件数)

年度	内訳 合計	典型7公害				典型7公害以外	
		大気汚染	騒音	悪臭	その他	廃棄物投棄	その他
30	1,637	289	402	188	177	260	321
29	1,658	309	375	173	172	287	342

※京都府警察本部への苦情件数は含まれていない。

※同一人からの同一苦情については、複数回苦情があっても1件として取り扱っている。

## 5 自動車騒音調査結果

添付資料37ページ

190評価区間の環境基準達成率は、昼間(午前6時から午後10時)94.9%、夜間(午後10時から翌日午前6時)95.3%で、ほぼ例年なみであった。

## 6 高浜発電所及び大飯発電所に係る環境影響監視結果

添付資料39ページ

調査・監視結果は例年とほぼ同程度で、周辺環境に対する影響は認められなかった。(「高浜発電所及び大飯発電所に関する環境測定技術検討委員会」からは「周辺環境に対する影響は認められず、環境安全上問題はなかった。」との助言を得た。)



平成30年度環境常時監視測定結果等 添付資料

1	大気関係	1
	(1) 大気汚染測定結果	1
	(2) 有害大気汚染物質測定結果	11
	(3) アスベスト大気濃度調査結果	13
2	水質関係	14
	(1) 公共用水域水質測定結果	14
	(2) 地下水水質測定結果	21
	(3) ゴルフ場使用農薬水質監視調査結果	23
3	ダイオキシン類測定結果	24
	(1) 環境中のダイオキシン類測定	24
	(2) 発生源のダイオキシン類測定	27
4	公害苦情の状況	35
5	自動車騒音調査結果	37
6	高浜発電所及び大飯発電所に係る環境影響監視結果等	39

# 1 大気関係

## (1) 大気汚染測定結果

### ア 測定状況

京都市地域14局、府中・南部地域14局、府北部地域5局の計33局の測定局において、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質等の大気汚染物質や風向・風速等気象要素の延べ230項目について測定を実施した。

(京都市地域は京都市が測定実施)

### ◆測定局設置状況

地域名	測定局数	測定局内訳	
		一般局	自排局
京都市地域	14局	9局	5局
府中・南部地域	14局	12局	2局
府北部地域	5局	5局	—
合計	33局	26局	7局

※自排局：自動車排出ガス測定局

### ◆測定局項目数

項目 地域	光化学オキシダント、浮遊粒子状物質等の大気汚染物質	風向、風速等の気象要素	計
京都市地域	75	17	92
府中・南部地域	73	28	101
府北部地域	27	10	37
合計	175	55	230

### イ 測定結果の概要

二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については全局で長期的評価による環境基準を達成した。

微小粒子状物質については、全局で環境基準を達成した。

光化学オキシダントについては、平成30年度の注意報発令は2日(29年度は1日)であったが、光化学スモッグによる被害の訴えはなかった。

30年度大気汚染の長期的評価による環境基準達成状況等

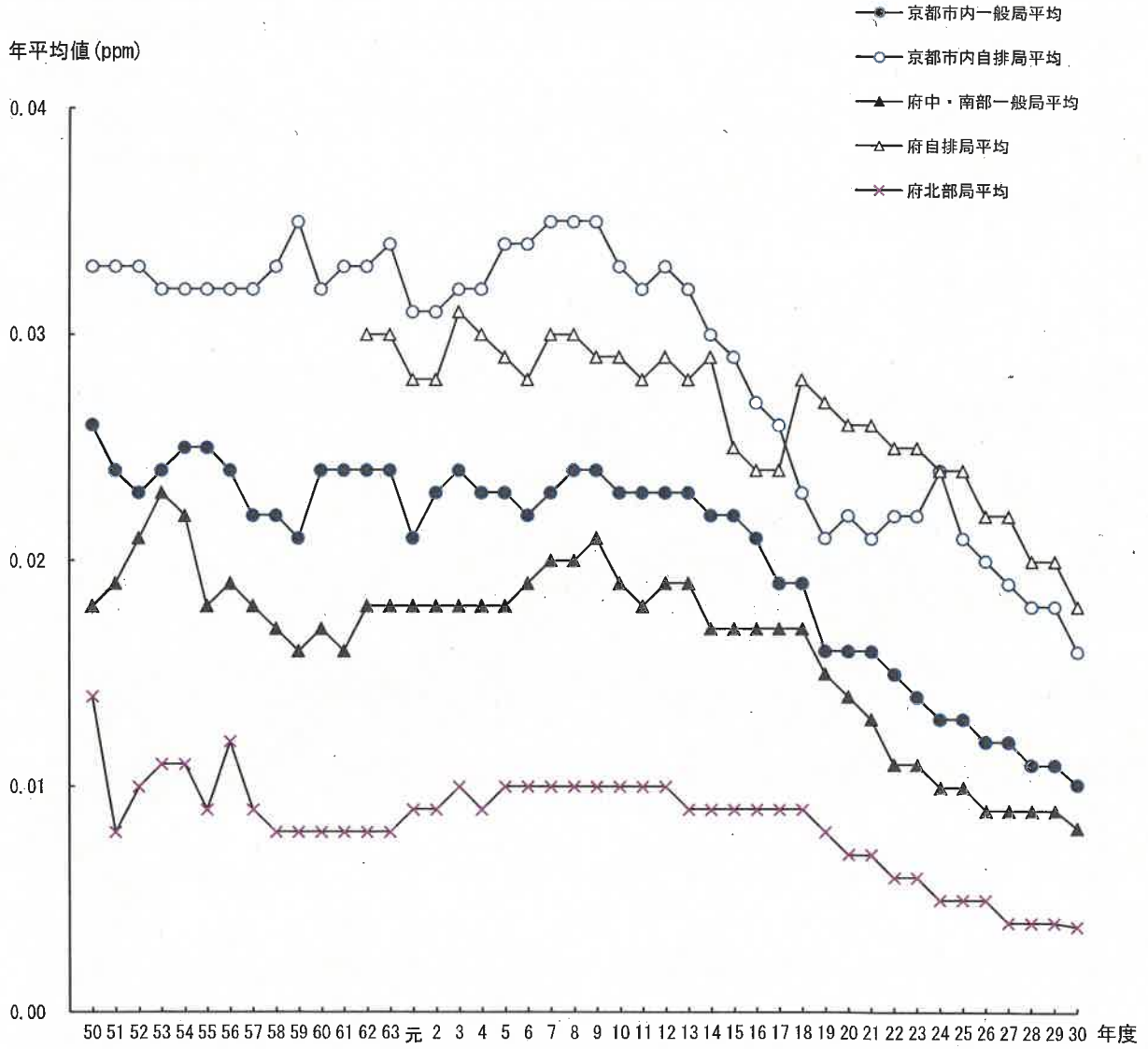
市 町	測 定 局	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	光化学 オキシダント	微小粒子状物質
京 都 市	市 役 所	-	-			-	-
	壬 生	○	○	○		×	○
	伏 見	○		○		×	
	山 科	○	○	○		×	○
	左 京	○	○			×	
	西 京	○	○	○		×	○
	久 我	○	○			×	○
	北	○				×	
	醍醐	○	○			×	○
	自排 大宮	○	○		○		○
自排 山科	○	○		○		○	
自排 上京	○	○		○		○	
自排 西ノ	○	○				○	
向日市	向陽	○	○	○		×	○
大山崎町	大山崎	○	○			×	
宇治市	宇治	○	○			×	○
城陽市	城陽	○	○			×	○
久御山町	久御山	○	○	○		×	○
京田辺市	田辺	○	○			×	○
井手町	井手						○
木津川市	木津	○	○	○		×	○
南山城村	南山城						○
精華町	精 華	○	○			×	○
亀岡市	亀 岡	○	○	○		×	○
南丹市	南 丹	○	○			×	○
福知山市	福 知 山	○	○	○		×	○
舞鶴市	東 舞 鶴	○	○	○		×	○
綾部市	綾 部	○	○			×	○
宮津市	宮 津	○	○			×	○
京丹後市	京 丹 後	○	○			×	○
大山崎町	国道171号(自排)	○	○		○		○
八幡市	国道1号(自排)	○	○			×	○

- (注) 1 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については、長期的評価による環境基準達成を○、非達成を●で示しています。
- 2 光化学オキシダントについては、長期的評価の方法が示されていないため、昼間時間帯の1時間値(6~20時)が環境基準を達成していない局を×で示しています。
- 3 微小粒子状物質については、環境基準達成(長期基準、短期基準ともに満足しているもの)を○、環境基準非達成のうち長期基準のみ満足しているものを●、長期基準、短期基準ともに満足していないものを×で示しています。
- 4 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素及び微小粒子状物質については、有効測定局(二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については年間の測定時間が6,000時間以上の測定局、微小粒子状物質については年間有効測定日数が250日以上の測定局)について、評価を行いました。
- 5 京都市内の測定局については、京都市が測定したものです。
- 6 京都市役所局は工事の為、休止中です。
- 7 精華局は平成27年3月19日に精北小学校からけいはんなプラザ敷地内に移設しました。
- 8 「自排」は自動車排出ガス測定局を示しています。

長期的評価による環境基準達成状況等の経年変化

項目	表示方法	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
		ゾーンを上回る局数	ゾーン内 の有効測定局数	ゾーンを上回る局数	ゾーン内 の有効測定局数	ゾーンを上回る局数	ゾーン内 の有効測定局数	ゾーンを上回る局数	ゾーン内 の有効測定局数	ゾーンを上回る局数	ゾーン内 の有効測定局数
二酸化窒素	「ゾーン内の地域」における1日平均値の年間98%値の上位3局の平均値(ppm)	0	24	0	24	0	24	0	23	0	23
		0.031		0.032		0.030		0.031		0.028	
自動車排出ガス測定局	ゾーンを上回る局数	0	7	0	7	0	7	0	7	0	7
	ゾーン内 の有効測定局数	1	7	2	7	0	7	0	7	0	7
浮遊粒子状物質	環境基準達成局数/有効測定局数	29/29		29/29		29/29		29/29		28/28	
	同上 (%)	100		100		100		100		100	
二酸化硫黄	環境基準達成局数/有効測定局数	10/10		10/10		10/10		10/10		10/10	
	同上 (%)	100		100		100		100		100	
一酸化炭素	環境基準達成局数/有効測定局数	4/4		4/4		4/4		4/4		4/4	
	同上 (%)	100		100		100		100		100	
微小粒子状物質	環境基準達成局数/有効測定局数	22/29		25/29		29/29		29/29		28/28	
	同上 (%)	75.9		86.2		100.0		100.0		100.0	
光化学オキシダント	環境基準達成局数/測定局数	0/26		0/25		0/25		0/25		0/24	
	同上 (%)	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	

- (注) 1 有効測定局とは二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については年間測定時間が6,000時間以上、微小粒子状物質については年間有効測定日数が250日以上の測定局です。  
 2 ゾーンを上回る局、ゾーン内の局及びゾーンを下回る局とは、日平均値の年間98%値が各々、0.06ppmを超える局、0.04ppm以上0.06ppm以下のゾーン内の局及び0.04ppm未満の局を示します。  
 3 「ゾーン内の地域」とは、「二酸化窒素に係る環境基準等に基づく地域区分について(昭和54年8月7日付け環境庁大気保全局長通知)」において「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域」として判定された、京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町、井手町、木津川市、精華町の地域を示します。(京都市は昭和54年8月7日時点の京都市の区域に限る。)  
 4 光化学オキシダントについては、長期的評価の方法が示されていないため、昼間時間帯の1時間値(6~20時)が環境基準を達成している局を達成としてしています。  
 5 微小粒子状物質については、長期基準及び短期基準をともに達成している局を環境基準達成としてしています。  
 6 26年度の光化学オキシダントの測定局数には、移設前後の精華局をそれぞれカウントしていません。

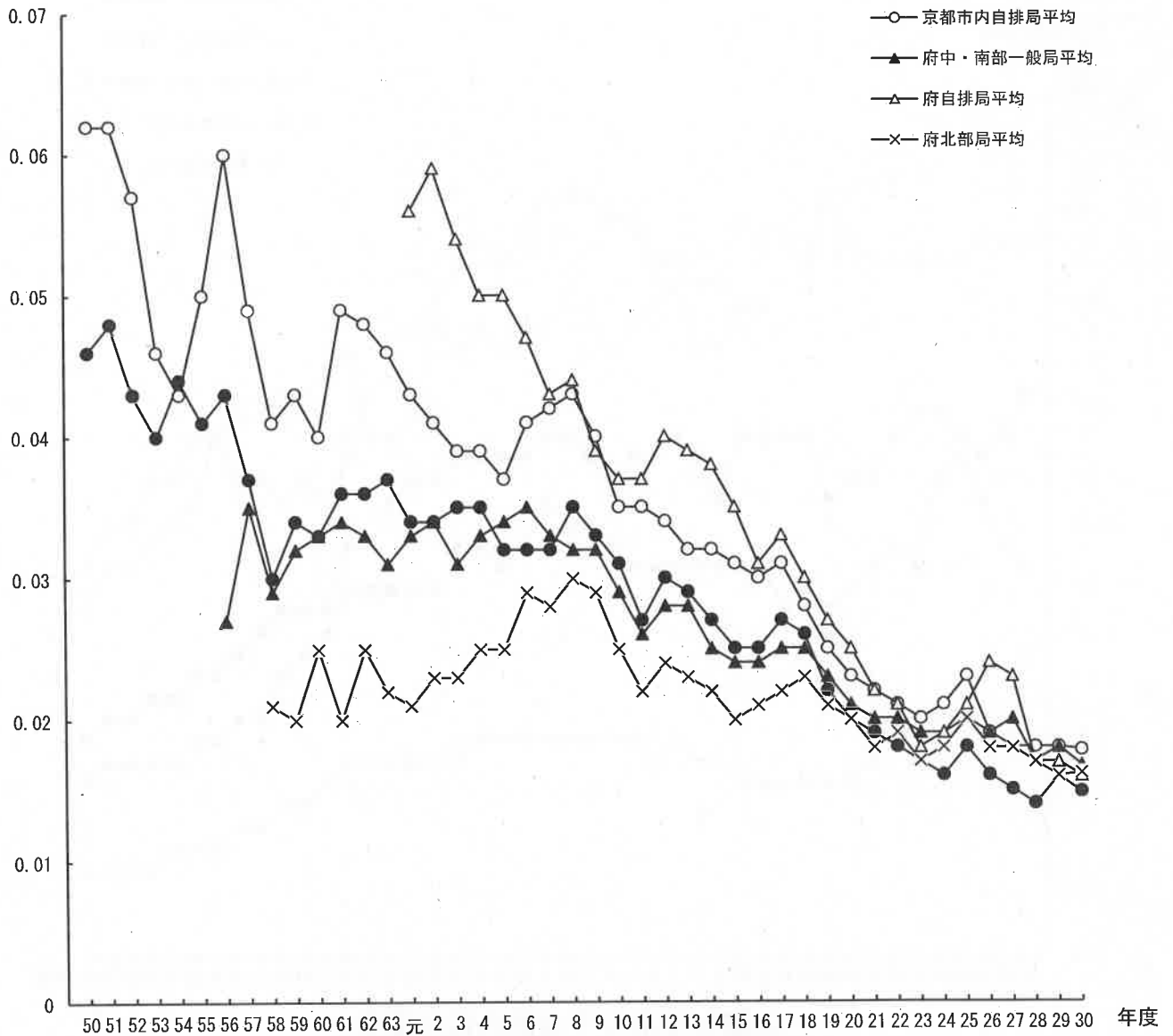


### 二酸化窒素年平均値の経年変化

(注) 平成18年度に一部の自排局の位置を変更。(長岡京局の廃止など)  
平成26年度に精華局の位置を変更。



年平均値 (mg/m<sup>3</sup>)

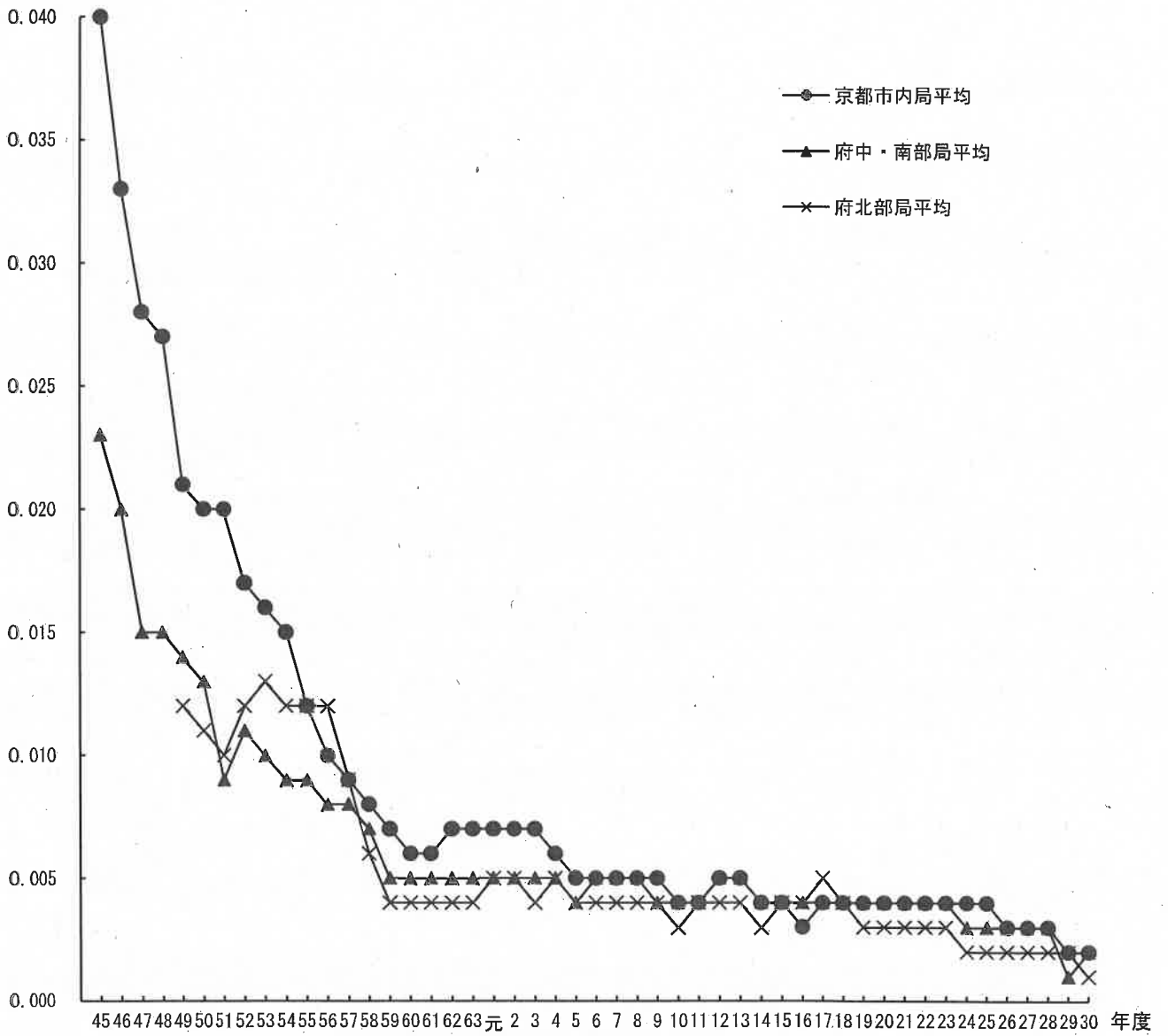


浮遊粒子状物質年平均値の経年変化

(注) 平成18年度に一部の自排局の位置を変更。(長岡京局の廃止など)  
平成26年度に精華局の位置を変更。

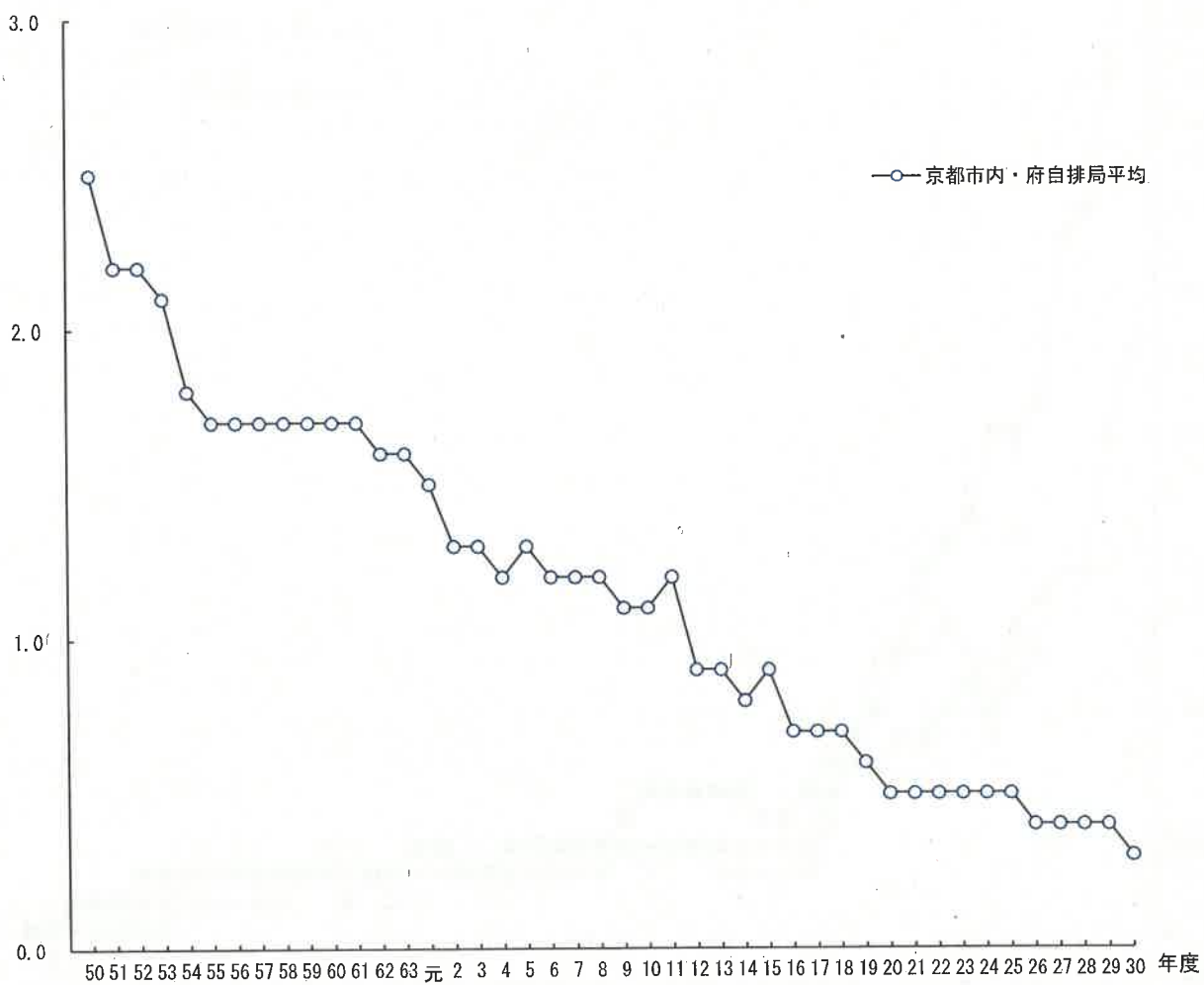


年平均値 (ppm)



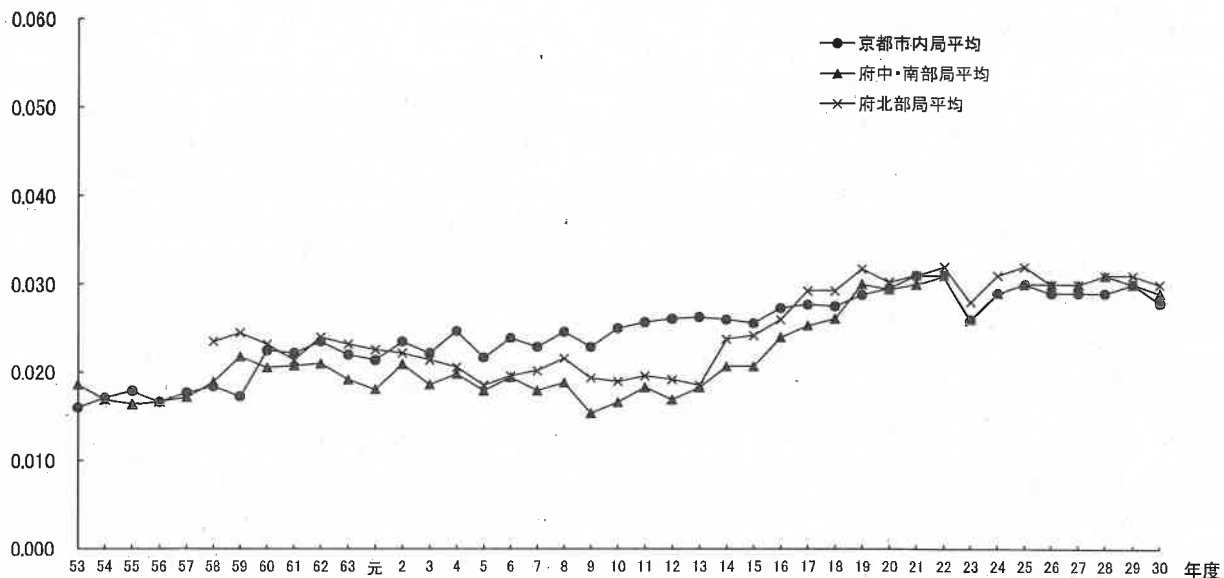
二酸化硫黄年平均値の経年変化

年平均値 (ppm)

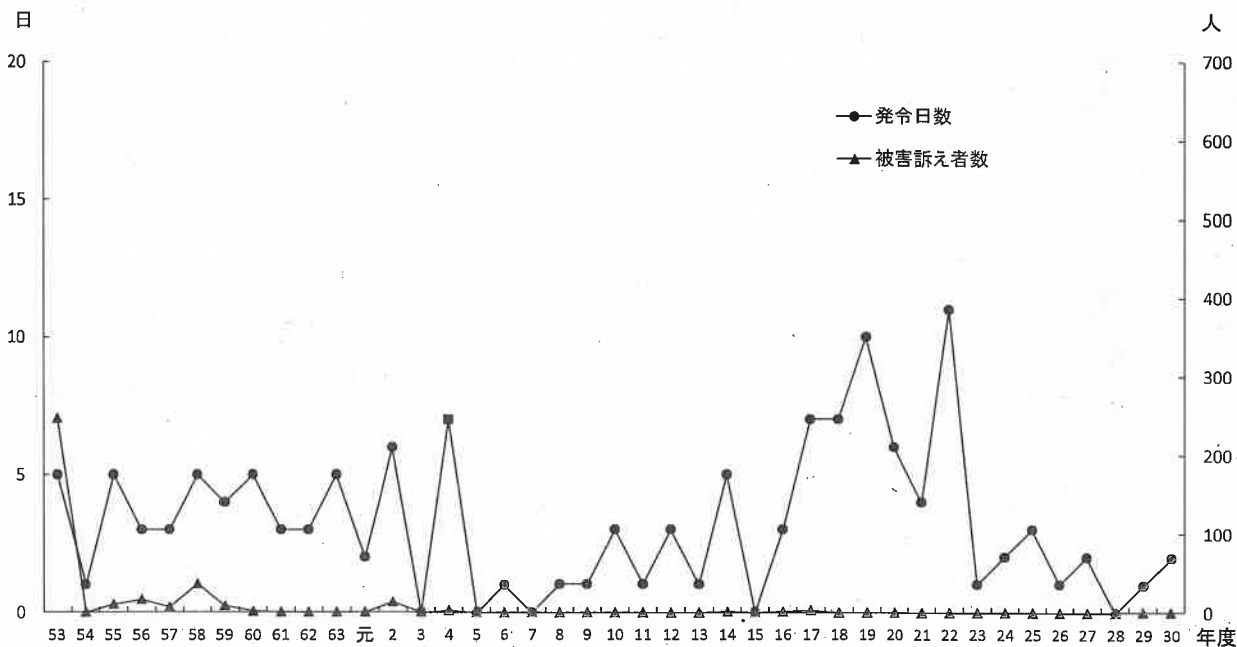


一酸化炭素年平均値の経年変化

年平均値(ppm)



光化学オキシダント年平均値の経年変



発令日数と被害訴え者数

※光化学オキシダントは、窒素酸化物、炭化水素、揮発性有機化合物を主体とする汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより発生する二次的な汚染物質ですので、その年の気象条件に左右され、年により高濃度の発現頻度が増減します。

また、光化学大気汚染は、その汚染メカニズムなど未解明な部分も多いことに加え、オキシダント濃度の上昇要因の一つとして、広域的な大気汚染の影響も指摘されていることから、国においては、原因の解明やより効果的な対策の検討を進めるとともに、日中韓との国際的な取組を進めています。

## 微小粒子状物質(PM2.5)測定結果

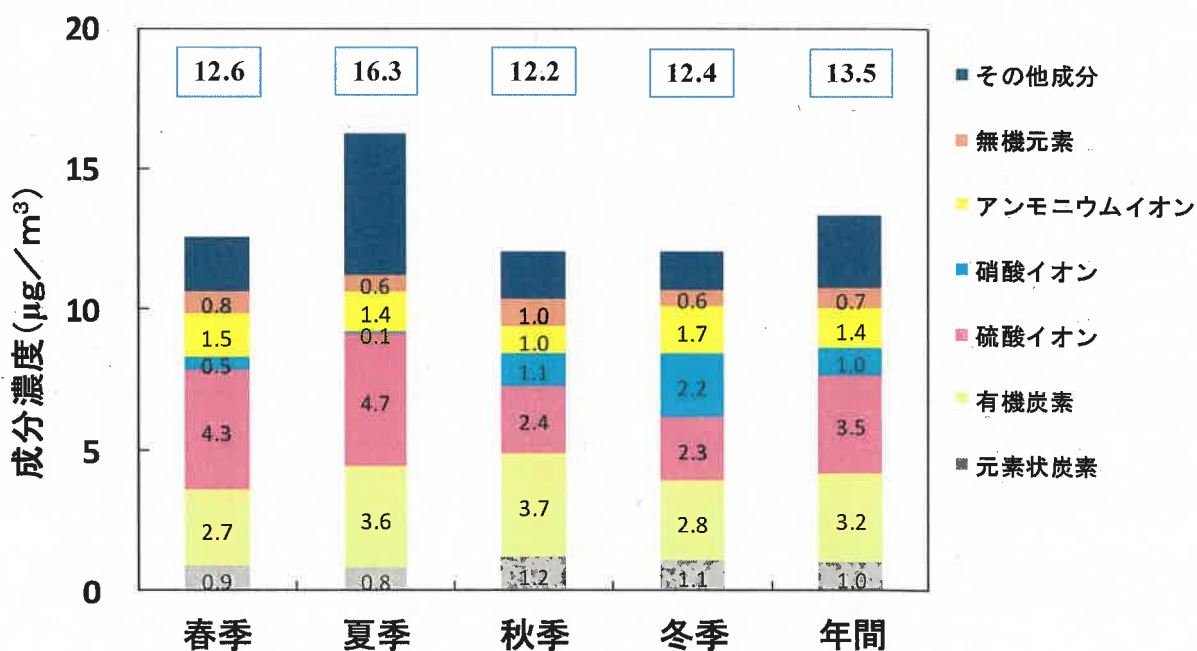
市町	測定局	環境基準達成状況				
		長期基準	年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	短期基準	日平均値の年間98%値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	長期基準、短期 基準ともに達成
京都市	市役所	-	-	-	-	-
	壬生	○	11.7	○	28.4	○
	山科	○	12.1	○	28.5	○
	西京	○	10.5	○	26.9	○
	久我	○	11.9	○	29.9	○
	醍醐	○	9.7	○	26.1	○
	自排南	○	11.1	○	28.9	○
	自排大宮	○	12.0	○	27.5	○
	自排山科	○	9.3	○	23.6	○
	自排上京	○	9.8	○	25.7	○
	自排西ノ京	○	10.0	○	25.1	○
向日市	向陽	○	11.4	○	28.6	○
宇治市	宇治	○	11.3	○	27.3	○
久御山町	久御山	○	12.2	○	28.7	○
城陽市	城陽	○	12.5	○	27.8	○
京田辺市	田辺	○	12.0	○	27.8	○
井手町	井手	○	11.0	○	26.2	○
木津川市	木津	○	12.4	○	28.0	○
南山城村	南山城	○	10.2	○	26.5	○
精華町	精華	○	13.5	○	30.8	○
亀岡市	亀岡	○	11.9	○	28.7	○
南丹市	南丹	○	11.3	○	28.2	○
福知山市	福知山	○	9.9	○	25.5	○
舞鶴市	東舞鶴	○	11.9	○	29.4	○
綾部市	綾部	○	11.0	○	27.5	○
宮津市	宮津	○	10.6	○	28.8	○
京丹後市	京丹後	○	10.6	○	28.0	○
大山崎町	国道171号(自排)	○	11.4	○	27.2	○
八幡市	国道1号(自排)	○	13.6	○	29.7	○
環境基準	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。					

- (注) 1 環境基準の達成状況については、長期基準及び短期基準の達成、非達成の評価を各行い、その上で両者の基準を達成することにより評価します。
- 2 長期基準：長期的評価として測定結果の1年平均値について評価します。
- 3 短期基準：1日平均値の年間98%値を評価します。
- 4 京都市内の測定局については、京都市が測定したものです。

## 微小粒子状物質（PM2.5）成分分析結果

平成25年度～29年度に引き続き、久御山局において、各季2週間、微小粒子状物質の成分分析を実施したところ、その結果は以下のとおりであった。

- ・主たる成分は、硫酸イオン、有機炭素、アンモニウムイオン、元素状炭素の4成分であり、全体の6～7割を占めていた。春・夏季は硫酸イオンが最も多く、秋季および冬季では有機炭素が最も多かった。
- ・硝酸イオンは冬季に高く、夏季に低い濃度であったが、夏季の高温下では硝酸アンモニウムがガス状物質で存在し、粒子状ではほとんど存在しないためと考えられる。
- ・成分測定期間中に高濃度となる日はなかった。



平成30年度における久御山局の成分分析結果

## (2) 有害大気汚染物質測定結果

### ア 有害大気汚染物質の概要

有害大気汚染物質とは、低濃度ではあるが長期ばく露によって人の健康を損なうおそれのある物質をいい、中央環境審議会（平成22年10月）において「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」として248物質及び「優先取組物質」として23物質がリスト化されている。

府では、平成30年度、測定手法が確立されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン等の21物質を測定した。

### イ 測定地点及び測定回数

一般環境、固定発生源周辺、沿道の7地点で、毎月1回測定を実施した。  
(京都市地域は京都市が測定を実施)

### ウ 測定結果の概要

環境基準が設定されている4物質のうち、ベンゼンについては7地点において、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては3地点において、それぞれ全ての地点で環境基準を達成した。

平成30年度有害大気汚染物質環境モニタリング実施結果概要(1)

単位:  $\mu\text{g}/\text{m}^3$

測定物質名	区分	測定地点	30年度結果			29年度結果	環境基準
			最小値	最大値	平均値	平均値	
ベンゼン	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.28	2.5	0.77	0.75	3
		久御山	0.27	1.3	0.73	0.72	
	固定発生源周辺	京都市南部まち美化事務所	0.63	2.9	1.1	0.89	
		沿道	自排局大宮	0.72	3.2	1.3	
	自排局山科		0.53	2.9	1.2	1.0	
	国道171号		0.17	1.1	0.68	0.75	
	国道1号		0.10	1.4	0.83	0.95	
トリクロロエチレン	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.036	0.45	0.17	0.33	130
		久御山	0.044	1.7	0.57	0.74	
		京都市南部まち美化事務所	0.16	11	3.8	3.3	
テトラクロロエチレン	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.046	0.43	0.20	0.47	200
		久御山	0.028	0.39	0.16	0.16	
		京都市南部まち美化事務所	0.42	3.9	1.6	1.0	
ジクロロメタン	一般環境	京都市左京区総合庁舎	1.1	3.8	1.7	1.9	150
		久御山	0.61	2.4	1.5	1.9	
	固定発生源周辺	京都市南部まち美化事務所	1.1	4.3	2.3	1.9	

(注)1 平均値は、測定結果が検出下限値未満のものについては検出下限値の1/2として算出することとしています。

2 環境基準は年平均値で評価します。

3 京都市左京区総合庁舎、京都市南部まち美化事務所、自排局大宮及び自排局山科の結果については、京都市が測定したものです。

4  $1\mu\text{g}=100$ 万分の1g

平成30年度有害大気汚染物質環境モニタリング実施結果概要(2)

測定物質名	区分	測定地点	30年度結果			29年度結果	指針値
			最小値	最大値	平均値	平均値	
アクリロニトリル	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.00015	0.047	0.0089	0.0029	2
		久御山	0.0096	0.041	0.020	0.024	
	固定発生源周辺	京都市南部まち美化事務所	0.00015	0.051	0.0097	0.0050	
アセトアルデヒド	一般環境	京都市左京区総合庁舎	1.1	3.3	2.1	2.0	-
		久御山	0.58	2.3	1.5	1.6	
	沿道	自排局大宮	1.4	3.8	2.6	2.6	
		自排局山科	1.2	3.8	2.2	2.2	
		国道171号	0.58	2.9	1.5	1.7	
国道1号	0.60	2.6	1.6	1.8			
塩化ビニルモノマー	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.001	0.076	0.020	0.015	10
		久御山	0.0034	0.058	0.015	0.023	
	固定発生源周辺	京都市南部まち美化事務所	0.001	0.069	0.018	0.013	
塩化メチル	一般環境	京都市左京区総合庁舎	1.2	1.7	1.4	1.5	-
		久御山	1.0	1.4	1.2	1.2	
		京都市南部まち美化事務所	1.4	2.3	1.8	1.6	
クロロホルム	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.21	0.81	0.44	0.21	18
		久御山	0.11	0.36	0.20	0.22	
	固定発生源周辺	京都市南部まち美化事務所	0.23	0.69	0.40	0.35	
酸化エチレン	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.037	0.12	0.069	0.070	-
		久御山	0.031	0.12	0.074	0.080	
1,2-ジクロロエタン	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.055	0.49	0.19	0.15	1.6
		久御山	0.079	0.54	0.22	0.14	
	固定発生源周辺	京都市南部まち美化事務所	0.089	0.64	0.23	0.16	
トルエン	一般環境	京都市左京区総合庁舎	1.8	13	6.1	4.4	-
		久御山	1.3	34	14	12	
		京都市南部まち美化事務所	7.7	25	12	10	
	沿道	自排局大宮	5.7	18	8.8	7.5	
		自排局山科	4.1	13	8.1	9.4	
		国道171号	1.0	15	6.0	5.7	
国道1号	2.7	48	16	16			
1,3-ブタジエン	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.030	0.094	0.052	0.077	2.5
		久御山	0.019	0.13	0.058	0.063	
	固定発生源周辺	京都市南部まち美化事務所	0.059	0.17	0.095	0.083	
	沿道	自排局大宮	0.15	0.24	0.19	0.19	
		自排局山科	0.074	0.25	0.15	0.13	
		国道171号	0.024	0.10	0.066	0.086	
国道1号	0.017	0.14	0.081	0.088			
ホルムアルデヒド	一般環境	京都市左京区総合庁舎	2.0	7.3	3.9	4.4	-
		久御山	0.078	3.1	2.2	2.2	
	沿道	自排局大宮	2.2	7.5	3.8	4.0	
		自排局山科	1.8	8.5	3.8	3.8	
		国道171号	0.92	3.2	2.0	2.5	
		国道1号	0.98	3.6	2.3	2.5	
クロム及びその化合物	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.80	6.1	2.3	1.9	-
		久御山	0.54	9.3	3.6	2.8	
水銀及びその化合物	一般環境	京都市左京区総合庁舎	1.2	2.5	1.8	1.8	40
		久御山	1.2	2.4	2.0	2.2	
ニッケル化合物	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.38	5.6	1.9	2.1	25
		久御山	0.53	6.2	2.6	2.7	
ヒ素及びその化合物	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.070	1.6	0.90	0.70	6
		久御山	0.11	2.6	1.2	0.97	
ベリリウム及びその化合物	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.0021	0.024	0.0076	0.0066	-
		久御山	0.0032	0.059	0.022	0.021	
ベンゾ[a]ピレン	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.0094	0.22	0.064	0.063	-
		久御山	0.0073	0.18	0.063	0.059	
	沿道	自排局大宮	0.039	0.35	0.12	0.11	
		国道171号	0.0038	0.15	0.062	0.068	
国道1号	0.0061	0.23	0.085	0.10			
マンガン及びその化合物	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.60	22	9.2	6.9	-
		久御山	3.0	52	22	18	

(注)1 平均値は、測定結果が検出下限値未満のものについては検出下限値の1/2として算出しています。

2 指針値は年平均値で評価します。

3 京都市左京区総合庁舎、京都市南部まち美化事務所、自排局大宮及び自排局山科の結果については、京都市が測定したものです。

4 1µg=100万分の1g、1ng=10億分の1g

5 単位：アクリロニトリルからホルムアルデヒドまではµg/m<sup>3</sup>、クロム及びその化合物からマンガン及びその化合物まではng/m<sup>3</sup>



### (3) アスベスト大気濃度調査結果

#### ア 測定状況

府内8箇所において、アスベスト大気濃度調査を実施した。

#### イ 測定結果の概要

全調査地点において、高濃度（10本/リットル超過）のアスベストは確認されず、全国調査の同一地域分類調査結果と同程度のレベルであった。

(単位：本/リットル)

地域分類	名称(所在地)		結果
住宅地域	宇治総合庁舎(宇治市)		0.07、0.11
	亀岡総合庁舎(亀岡市)		0.29、0.29
	峰山総合庁舎(京丹後市)		0.24、0.28
商工業地域	長岡京市役所(長岡京市)		0.27、0.30
	中丹東保健所(舞鶴市)		0.27、0.34
幹線道路	国道171号(大山崎町)		0.31、0.33
	国道1号(八幡市)		0.34、0.34
解体現場	舞鶴市 舞鶴市 向日市	敷地境界	<0.06~0.65

(注) 1 アスベストに係る環境基準はないが、大気汚染防止法の工場の敷地境界線上の基準10本/Lがある。

2 住宅地域、商工業地域及び幹線道路は、従来から定点として調査している。測定は、「アスベストモニタリングマニュアル(環境省)」に基づき、1地点あたり2箇所を実施している。

3 解体現場等は、大気汚染防止法に基づき届出のあった特定粉じん排出等を行う作業現場で、敷地境界4箇所でサンプリングしている。

4 平成29年度 全国調査結果 : 住宅地域 0.040~0.88 本/リットル  
 : 商工業地域 0.053~0.81 本/リットル  
 : 高速道路及び幹線道路沿線 0.037~1.1 本/リットル  
 : 解体現場 0.053~190 本/リットル

## 2 水質関係

### (1) 公共用水域水質測定結果

府内の公共用水域の水質汚濁状況を監視するため、河川については61河川106地点、海域については6海域19地点で測定を行った。(次ページの「河川及び海域の測定地点と環境基準点の水質状況」を参照)

#### ア 測定結果の概要

##### (ア) 河川

##### ① 健康項目

全項目について全ての地点で環境基準を達成した。  
(昨年度と同様)

##### ② 生活環境項目

BOD(生物化学的酸素要求量:河川の有機汚濁の代表的な指標)は、全ての地点で環境基準を達成した。(昨年度と同様)

水生生物の保全に係る環境基準項目は、全項目について全ての地点で環境基準を達成した。(昨年度と同様)

##### ③ 要監視項目

測定した全ての地点で指針値を下回った。

##### (イ) 海域

##### ① 健康項目

全項目について全ての地点で環境基準を達成した。  
(昨年度と同様)

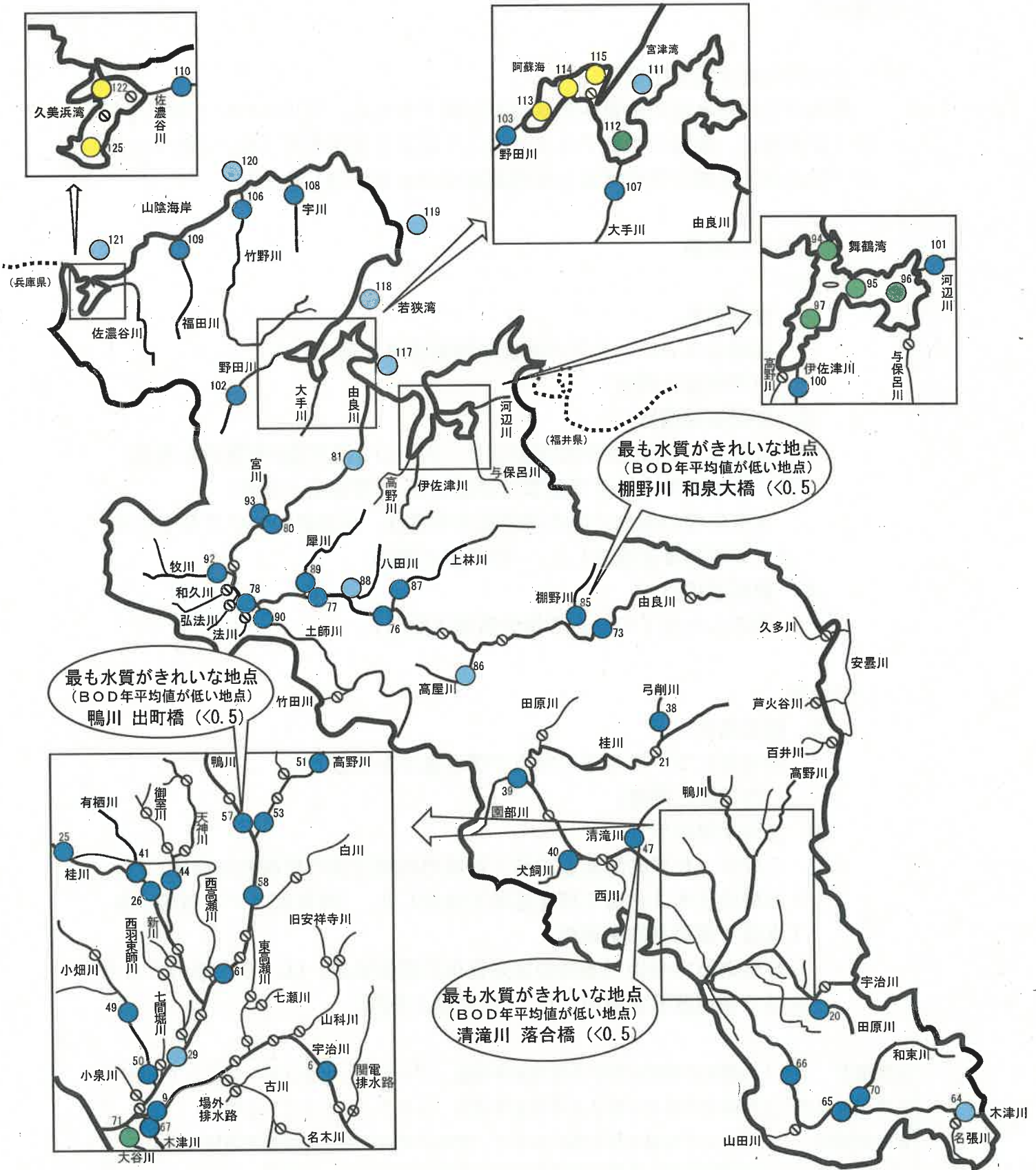
##### ② 生活環境項目

COD(化学的酸素要求量:海域の有機汚濁の代表的な指標)は、7水域のうち2水域で環境基準を達成した。(昨年度は7水域のうち1水域で環境基準を達成)

全窒素及び全燐(海域の富栄養化の原因物質)は、5水域のうち4水域で環境基準を達成した。(昨年度と同様)

健康項目	: 人の健康の保護に関する環境基準項目(カドミウム、全シアンなど27項目)
生活環境項目	: 生活環境の保全に関する環境基準項目(BOD、SSなど12項目)
要監視項目	: 環境における検出状況等からみて、現地点では直ちに環境基準項目にせず、引き続き知見の集積に努めるべきと位置づけられている項目

# 河川及び海域の測定地点と環境基準点の水質状況



凡例	○ 測定地点 (● 環境基準点以外) * 地図上の数値は地点番号														
	河川 (BOD) 又は 海域 (COD) の75%水質値 (mg/L) (75%水質値: BOD又はCODの環境基準の達成状況の年間評価に用いる値)														
	<table border="1"> <tr> <th>色</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>5</th> <th>8</th> <th>10</th> </tr> <tr> <td>色見本</td> <td>Blue</td> <td>Light Blue</td> <td>Green</td> <td>Yellow</td> <td>Orange</td> <td>Red</td> </tr> </table>	色	1	2	3	5	8	10	色見本	Blue	Light Blue	Green	Yellow	Orange	Red
色	1	2	3	5	8	10									
色見本	Blue	Light Blue	Green	Yellow	Orange	Red									
	<p>10以下: 遊歩等の日常生活において不快感を生じない限度</p> <p>8以下: 農業用水に利用する限度</p> <p>5以下: コイ、フナ等の比較的汚濁に強い魚の生息に適する限度</p> <p>3以下: サケ、アユ等のきれいな水を好む魚の生息に適する限度</p> <p>2以下: ヤマメ、イワナ等の特にきれいな水を好む魚の生息に適する限度</p> <p>1以下: 自然探勝等の環境保全に必要とされる限度</p>														
	<p>8以下: 遊歩等の日常生活において不快感を生じない限度</p> <p>3以下: ポラ、ノリ等の生息に適する限度</p> <p>2以下: 自然探勝等の環境保全に必要とされる限度</p> <p>マダイ、ブリ、ワカメ等の生息に適する限度</p>														

生活環境項目に係る環境基準達成状況

a 河川 (BOD)

水域名	地点番号	環境基準点名	類型	75%水質値 (mg/L)	達成状況	備考
宇治川(1)	6	隠元橋	A	0.9	○	〔類型毎の環境基準値〕 AA … 1mg/L以下 A … 2mg/L以下 B … 3mg/L以下 C … 5mg/L以下 D … 8mg/L以下 E … 10mg/L以下
宇治川(2)	9	淀川御幸橋	B	1.0	○	
田原川	20	蛸橋	A	0.5	○	
桂川上流	25	渡月橋	A	0.7	○	
桂川下流(1)	26	西大橋	A	0.6	○	
桂川下流(2)	29	宮前橋	A	1.2	○	
弓削川	38	寺田橋	A	<0.5	○	
園部川	39	神田橋	A	0.7	○	
犬飼川	40	並河橋	A	0.6	○	
有栖川	41	梅津新橋	A	0.8	○	
天神川	44	西京極橋	A	0.7	○	
清滝川	47	落合橋	AA	<0.5	○	
小畑川上流	49	京都市・長岡京市境界点	A	0.6	○	
小畑川下流	50	小畑橋	A	0.6	○	
高野川上流	51	三宅橋	AA	<0.5	○	
高野川下流	53	河合橋	A	<0.5	○	
鴨川上流(1)	57	出町橋	A	<0.5	○	
鴨川上流(2)	58	三条大橋	A	0.5	○	
鴨川下流	61	京川橋	A	0.6	○	
木津川(2)	64	笹瀬橋	A	1.2	○	
木津川(3)	65	恭仁大橋	A	0.8	○	
	66	玉水橋		0.8		
	67	木津川御幸橋		0.8		
和束川	70	菜切橋	A	<0.5	○	
大谷川	71	二ノ橋	B	2.3	○	
由良川上流	73	安野橋	AA	<0.5	○	
由良川下流	76	山家橋	A	<0.5	○	
	77	以久田橋		0.6		
	78	音無瀬橋		0.9		
	80	波美橋		0.6		
	81	由良川橋		1.1		
棚野川	85	和泉大橋	A	<0.5	○	
高屋川	86	黒瀬橋	A	1.1	○	
上林川	87	五郎橋	A	<0.5	○	
八田川	88	八田川橋	A	1.4	○	
犀川	89	小貝橋	A	0.5	○	
土師川	90	土師橋	A	0.7	○	
牧川	92	天津橋	A	<0.5	○	
宮川	93	宮川橋	A	<0.5	○	
伊佐津川	100	相生橋	A	0.5	○	
河辺川	101	第一河辺川橋	A	<0.5	○	
大手川	107	京口橋	A	<0.5	○	
野田川	102	六反田橋	A	0.5	○	
	103	堂谷橋		0.5		
竹野川	106	荒木野橋	B	0.5	○	
宇川	108	宇川橋	A	<0.5	○	
福田川	109	新川橋	A	0.6	○	
佐濃谷川	110	高橋橋	A	<0.5	○	

(注) 環境基準の達成状況の評価は、各水域の環境基準点における、日間平均値の75%水質値が各水域内の全ての環境基準点について環境基準に適合している場合に、達成(○)とする。

(水生生物の保全に係る環境基準項目 (全亜鉛・ノニルフェノール・LAS))

水域名	地点 番号	環境基準点名	類型	年間平均値 (mg/L)			達成状況	備考
				全亜鉛	ノニルフェノール	LAS		
淀川	6	隠元橋	生物B	0.002	<0.00006	0.0006	○	[類型毎の環境基準値] 全亜鉛
	9	淀川御幸橋		0.003	<0.00006	<0.0006		
桂川上流(1)	21	八千代橋	生物A	0.001	<0.00006	<0.0006	○	生物A ... 0.03mg/L以下
桂川上流(2)	25	渡月橋	生物B	0.003	<0.00006	<0.0006	○	生物特A ... 0.03mg/L以下
桂川下流(1)	26	西大橋	生物B	0.003	<0.00006	0.0008	○	生物B ... 0.03mg/L以下
桂川下流(2)	29	宮前橋	生物B	0.011	<0.00006	0.0010	○	生物特B ... 0.03mg/L以下
木津川下流	64	笹瀬橋	生物B	0.004	<0.00006	0.0025	○	ノニルフェノール 生物A ... 0.001mg/L以下 生物特A ... 0.0006mg/L以下 生物B ... 0.002mg/L以下 生物特B ... 0.002mg/L以下
	65	恭仁大橋		0.002	<0.00006	0.0007		
	66	玉水橋		0.003	<0.00006	0.0006		
	67	木津川御幸橋		0.003	<0.00006	0.0006		
由良川上流	73	安野橋	生物A	0.001	<0.00006	<0.0006	○	
由良川下流	76	山家橋	生物B	0.002	<0.00006	<0.0006	○	LAS 生物A ... 0.03mg/L以下 生物特A ... 0.02mg/L以下 生物B ... 0.05mg/L以下 生物特B ... 0.04mg/L以下
	77	以久田橋		0.002	<0.00006	<0.0006		
	78	音無瀬橋		0.002	<0.00006	<0.0006		
	80	波美橋		0.001	<0.00006	<0.0006		
	81	由良川橋		0.014	<0.00006	<0.0006		

(注1) LASとは直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩を指す。

(注2) 環境基準の達成状況の評価は、各水域の環境基準点における、年間平均値が各水域内の全ての環境基準点について環境基準に適合している場合に、達成(○)とする。



## b 海域 (COD)

水域名	地点番号	環境基準点名	類型	75%水質値 (mg/L)	達成状況	備考
舞鶴湾(1)	96	念仏鼻地先	A	2.6	×	〔類型毎の環境基準値〕  A … 2 mg/L以下 B … 3 mg/L以下 C … 8 mg/L以下
	97	檜崎地先		2.2		
舞鶴湾(2)	94	キンギョ鼻地先	A	2.2	×	
	95	恵比須崎地先		2.6		
宮津湾	111	江尻地先	A	2.0	×	
	112	島崎地先		2.2		
阿蘇海	113	野田川流入点	B	4.2	×	
	114	中央部		4.3		
	115	溝尻地先		3.7		
若狭湾	117	栗田湾沖	A	2.0	○	
	118	波見崎沖		1.7		
	119	鷺崎沖		1.5		
山陰海岸	120	竹野川沖	A	1.9	○	
	121	久美浜湾沖		1.7		
久美浜湾	122	湾口部	A	3.3	×	
	125	湾奥部		3.9		

(注) 環境基準の達成状況の評価は、各水域の環境基準点における、日間平均値の75%水質値が各水域内の全ての環境基準点について環境基準に適合している場合に、達成(○)とする。

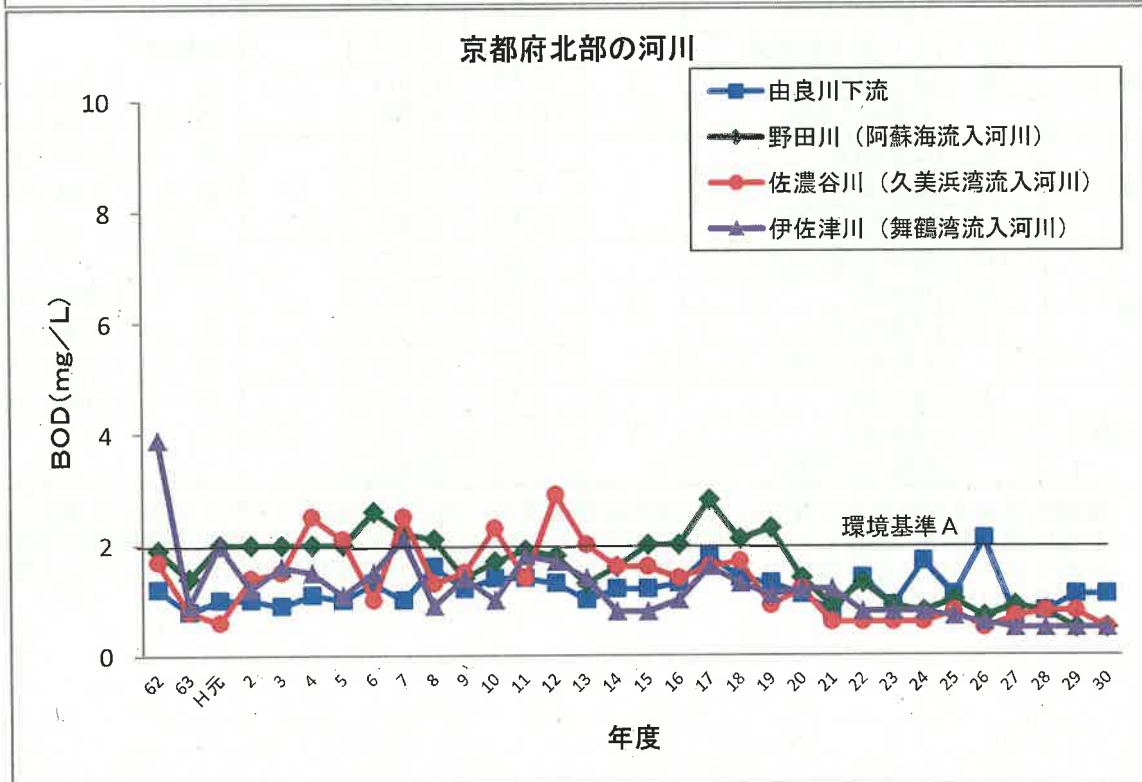
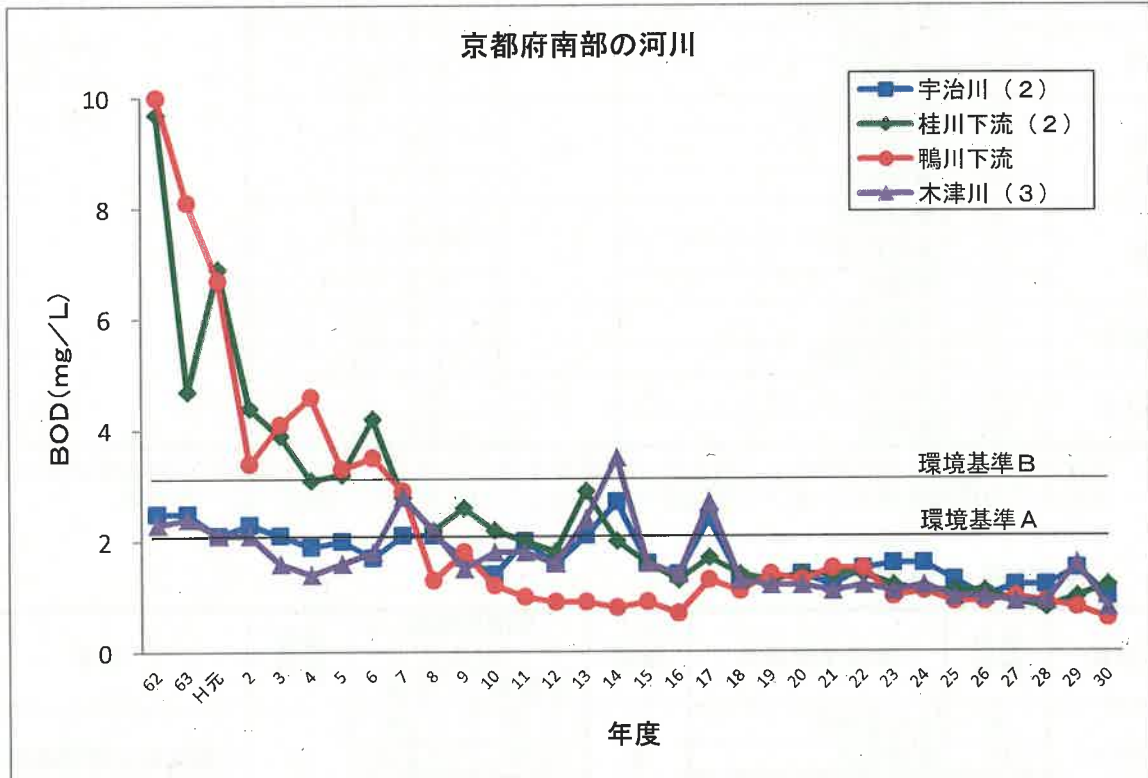
## (全窒素・全燐)

水域名	地点番号	環境基準点名	類型	年間平均値 (mg/L)		達成状況	備考
				全窒素	全燐		
舞鶴湾(ア)	96	念仏鼻地先	II	0.28	0.022	○	〔類型毎の環境基準値〕  全窒素 I … 0.2mg/L以下 II … 0.3mg/L以下 III … 0.6mg/L以下 IV … 1mg/L以下  全燐 I … 0.02mg/L以下 II … 0.03mg/L以下 III … 0.05mg/L以下 IV … 0.09mg/L以下
	97	檜崎地先		0.20	0.019		
		水域内の平均		0.24	0.021		
舞鶴湾(イ)	94	キンギョ鼻地先	II	0.17	0.015	○	
	95	恵比須崎地先		0.17	0.014		
		水域内の平均		0.17	0.015		
宮津湾	111	江尻地先	II	0.13	0.012	○	
	112	島崎地先		0.19	0.017		
		水域内の平均		0.16	0.015		
阿蘇海	113	野田川流入点	II	0.52	0.031	×	
	114	中央部		0.28	0.021		
	115	溝尻地先		0.32	0.027		
		水域内の平均		0.37	0.026		
久美浜湾	122	湾口部	II	0.19	0.017	○	
	125	湾奥部		0.29	0.032		
		水域内の平均		0.24	0.025		

(注) 環境基準の達成状況の評価は、各水域の環境基準点において、表層の年間平均値が全窒素、全燐ともに環境基準に適合している場合に、達成しているものと判断する。複数の環境基準点をもつ水域においては、各水域内の全ての基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に、達成(○)とする。

## 主な河川のBOD濃度（75%水質値）の経年変化

河川の水質は、BODを指標とする有機物質による汚濁について見ると、下水道整備など生活排水対策の進展や法令による工場・事業場に対する排水規制により、汚濁の著しかった河川においても長期的な改善が続いている。

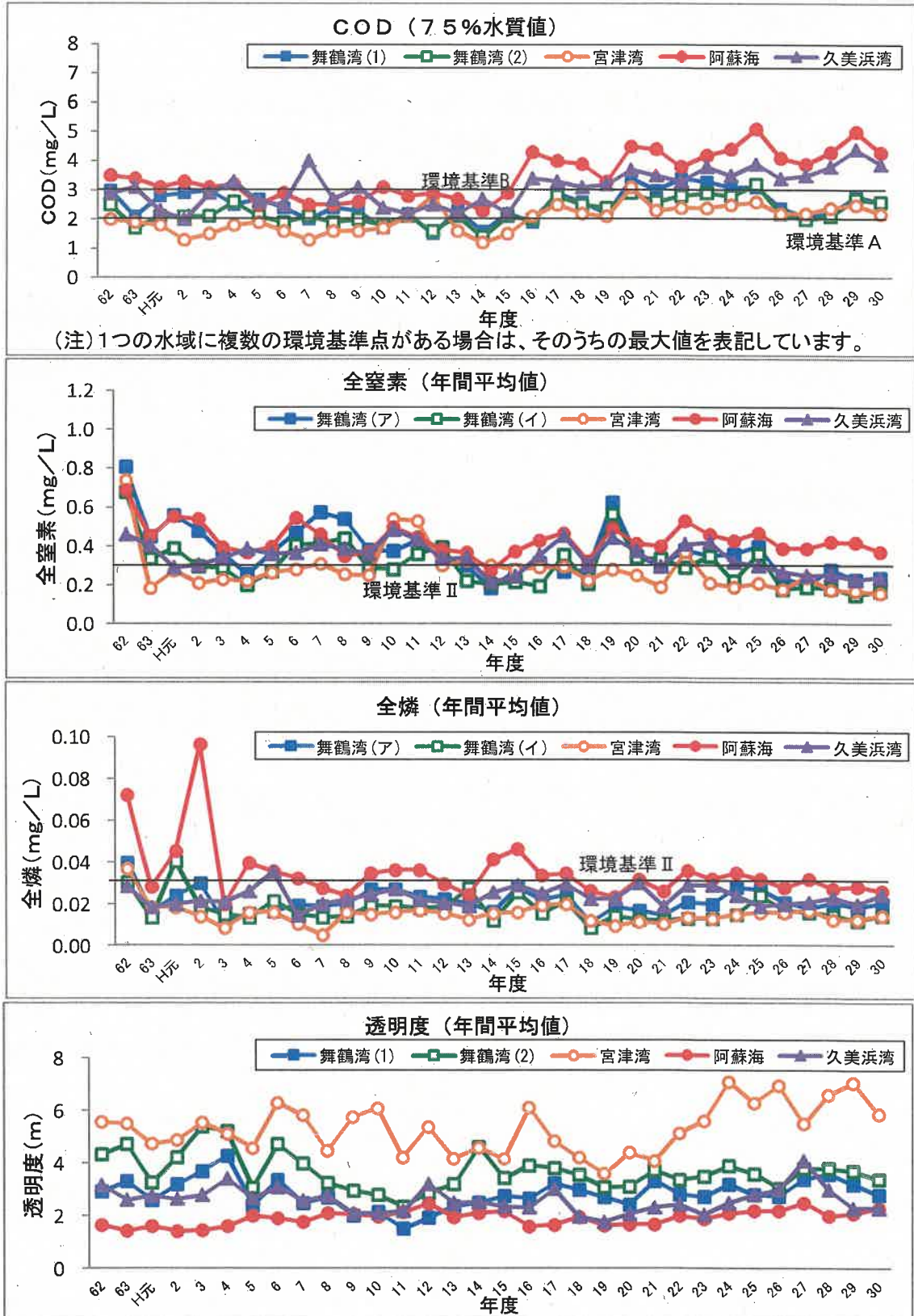


(注) 1つの水域に複数の環境基準点がある場合は、最大値を用いています。(定量下限値0.05mg/L)



## 北部の閉鎖性海域の水質の経年変化

CODを指標とする有機物質について、なお5水域で環境基準を超過している。阿蘇海では、富栄養化の原因物質である窒素についても環境基準を超過している。前ページで示したように各水域への流入河川では良好な水質を維持しており、海水交換の悪い閉鎖性水域であることが水質の改善を困難にしていると考えられる。



## (2) 地下水水質測定結果

府内の地下水の水質の状況を監視するため、15市5町1村100地点の地下水で有害物質の測定を行った。

### ア 測定結果の概要

#### (ア) 概況調査

地域の全体的な地下水水質の状況を把握するため、計画的に選定した地点で行う調査。30年度は、対象となった32地点のうち32地点で環境基準を達成した。

#### (イ) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに判明した地下水汚染について、その汚染範囲の確認及び汚染源の究明のために行う調査。30年度は、10地点を調査し、10地点で環境基準を達成した。

#### (ウ) 継続監視調査

汚染井戸周辺地区調査で判明した汚染範囲内の井戸において、継続的に監視を行う調査。30年度は、58地点のうち39地点で環境基準を達成した。

イ 測定項目別環境基準達成状況

測定項目（28項目）ごとの基準の達成状況は以下のとおり。

測定項目	概況調査	汚染井戸 周辺地区調査	継続監視 調査
カドミウム	32/32	2/2	—
全シアン	32/32	—	—
鉛	32/32	3/3	—
六価クロム	32/32	—	—
砒素	32/32	2/2	3/9
総水銀	32/32	—	2/4
アルキル水銀	—※	—	2/2
PCB	15/15	—	—
ジクロロメタン	31/31	—	22/22
四塩化炭素	31/31	—	24/24
クロロエチレン ※	31/31	7/7	28/29
1,2-ジクロロエタン	31/31	—	22/22
1,1-ジクロロエチレン	31/31	7/7	29/29
1,2-ジクロロエチレン	31/31	7/7	29/29
1,1,1-トリクロロエタン	31/31	—	27/27
1,1,2-トリクロロエタン	31/31	—	22/22
トリクロロエチレン	31/31	7/7	28/29
テトラクロロエチレン	31/31	7/7	25/29
1,3-ジクロロプロペン	20/20	—	—
チウラム	17/17	—	—
シマジン	17/17	—	—
チオベンカルブ	17/17	—	—
ベンゼン	31/31	—	22/22
セレン	32/32	2/2	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	30/30	—	11/13
ふっ素	32/32	—	1/5
ほう素	32/32	2/2	3/3
1,4-ジオキサン	30/30	—	—
合計	32/32	10/10	39/58

- (注) 1 「環境基準達成地点数/調査地点数」を表す。  
 2 測定機関は、京都府、京都市、国土交通省の3機関  
 3 アルキル水銀は、総水銀で検出された場合のみ分析  
 4 クロロエチレンは、平成28年3月29日付け環境省告示第31号に基づき、平成29年4月1日より「塩化ビニルモノマー」から名称が変更された。

### (3) ゴルフ場使用農薬水質監視調査結果

ゴルフ場使用農薬による水質汚濁防止を図るため、平成30年度に府内におけるゴルフ場の排水口等で実施した使用農薬に係る水質監視調査結果の概要は、次のとおりであった。

#### 1 調査実施方法

- (1) 実施時期：(京都府) 平成30年6月  
(京都市) 平成30年9月及び11月
- (2) 対象ゴルフ場：10ゴルフ場  
(京都府) 28ゴルフ場のうち7ゴルフ場  
(京都市) 3ゴルフ場のうち3ゴルフ場
- (3) 調査項目：各ゴルフ場で使用され、流出の可能性のある農薬

#### 2 調査結果概要

調査を実施した73種類(検体数178)の農薬のうち、指針値が設定されている3種類(検体数4)が検出されたが、いずれも指針値を下回っていた。

区分	農薬名	検出頻度 ※1	検出範囲 (mg/L)	水濁指針値 (mg/L) ※2	水産指針値 (mg/L), ※2
除草剤	フェノキサスルホン	1 / 2	0.0016	4.5	0.0093
殺菌剤	チフルザミド	2 / 4	0.002	0.37	1.4
	ペンシクロン	1 / 8	0.001	1.4	1

※1：検出ゴルフ場数／使用ゴルフ場数

※2：「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」(平成29年3月9日環水大土発第1703091号各都道府県知事宛 環境省水・大気環境局長通知)で定められた指針値。

### 3 ダイオキシン類測定結果

#### (1) 環境中のダイオキシン類測定

##### ア 大気環境

一般環境15地点で年4回の調査を実施したところ、いずれの地点においても環境基準値を下回っていた。

##### 大気環境中のダイオキシン類調査結果

区 分	調 査 地 点	濃 度 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	
		年 平 均 値	範 囲
環 境 基 準 ( 年 平 均 値 )		0.6	
大 気 ( 一 般 環 境 )	1 左京区役所 (京都市)	0.0056	0.0035~0.0079
	2 京都市役所 (京都市)	0.0082	0.0043~0.011
	3 山科区役所 (京都市)	0.011	0.0043~0.018
	4 生活環境美化センター (京都市)	0.011	0.0070~0.016
	5 宇多野小学校 (京都市)	0.0075	0.0038~0.013
	6 西京保健センター (京都市)	0.0078	0.0044~0.012
	7 池田小学校 (京都市)	0.0093	0.0044~0.014
	8 伏見区役所 (京都市)	0.0084	0.0056~0.012
	9 神川小学校 (京都市)	0.010	0.0043~0.018
	10 宇治測定局 (宇治市)	0.012	0.0087~0.017
	11 久御山測定局 (久御山町)	0.017	0.0096~0.027
	12 精華測定局 (精華町)	0.012	0.0070~0.016
	13 亀岡測定局 (亀岡市)	0.014	0.0070~0.022
	14 福知山測定局 (福知山市)	0.0079	0.0071~0.0086
	15 東舞鶴測定局 (舞鶴市)	0.0083	0.0071~0.010

## イ 水質環境

公共用水域48地点の水質、公共用水域20地点の水底の底質、20地点の地下水について、年1回（京都市内の河川水質は年2回）の調査を実施したところ、いずれの地点においても環境基準値を下回っていた。

公共用水域の水質及び水底の底質のダイオキシン類調査結果

区分	調査地点		水質濃度 (pg-TEQ/L)	底質濃度 (pg-TEQ/g)
	環境基準		1	150
河川	1	鴨川高橋（京都市）	0.032	0.47
	2	鴨川出町橋（京都市）	0.030	0.60
	3	鴨川三条大橋（京都市）	0.027	0.42
	4	鴨川京川橋（京都市）	0.031	0.52
	5	西高瀬川上河原橋（京都市）	0.035	2.1
	6	高野川三宅橋（京都市）	0.024	0.13
	7	高野川河合橋（京都市）	0.027	0.17
	8	弓削川寺田橋（京都市）	0.054	0.20
	9	有栖川梅津新橋（京都市）	0.28	0.72
	10	天神川西京極橋（京都市）	0.047	0.46
	11	清滝川落合橋（京都市）	0.022	0.11
	12	小畑川京都市長岡京市境界点（京都市）	0.036	0.76
	13	山科川新六地藏橋（京都市）	0.032	1.3
	14	小畑川小畑橋（大山崎町）	0.060	—
	15	大谷川二ノ橋（八幡市）	0.18	—
	16	田原川蛭橋（宇治田原町）	0.069	—
	17	和束川菜切橋（木津川市）	0.064	0.32
	18	犬飼川並河橋（亀岡市）	0.076	—
	19	由良川安野橋（南丹市）	0.053	—
	20	棚野川和泉大橋（南丹市）	0.054	—
	21	園部川神田橋（南丹市）	0.060	—
	22	高屋川黒瀬橋（京丹波町）	0.060	—
	23	由良川山家橋（綾部市）	0.055	—
	24	上林川五郎橋（綾部市）	0.057	—
	25	八田川八田川橋（綾部市）	0.071	—
	26	犀川小貝橋（綾部市）	0.11	—
	27	牧川天津橋（福知山市）	0.054	—
	28	宮川宮川橋（福知山市）	0.055	—
	29	伊佐津川相生橋（舞鶴市）	0.052	—
	30	河辺川第一河辺川橋（舞鶴市）	0.055	—
	31	大手川京口橋（宮津市）	0.11	—
	32	野田川六反田橋（与謝野町）	0.063	0.16
	33	野田川堂谷橋（与謝野町）	0.15	0.55
	34	福田川新川橋（京丹後市）	0.075	—
	35	竹野川荒木野橋（京丹後市）	0.10	—
	36	宇川宇川橋（京丹後市）	0.052	—
	37	佐濃谷川高橋橋（京丹後市）	0.14	—
海域	38	舞鶴湾キギヨ鼻地先（舞鶴市）	0.051	4.8
	39	舞鶴湾恵比須埼地先（舞鶴市）	0.051	5.0
	40	舞鶴湾念仏鼻地先（舞鶴市）	0.055	4.1
	41	舞鶴湾檜埼地先（舞鶴市）	0.054	3.2
	42	宮津湾江尻地先（宮津市）	0.061	—
	43	宮津湾島埼地先（宮津市）	0.054	—
	44	阿蘇海野田川流入点（宮津市）	0.060	—
	45	阿蘇海中央部（宮津市）	0.057	—
	46	阿蘇海溝尻地先（宮津市）	0.058	—
	47	久美浜湾湾口部（京丹後市）	0.089	—
	48	久美浜湾湾奥部（京丹後市）	0.15	—

※京都市内の河川に係る水質濃度は年2回分の平均値を掲載しています。

地下水中のダイオキシン類調査結果

区分	調査地点		水質濃度 (pg-TEQ/L)	調査地点		水質濃度 (pg-TEQ/L)
	環境基準		1	11	向日市	0.051
一般環境	1	京都市上京区	0.021	12	八幡市	0.051
	2	京都市左京区	0.021	13	木津川市	0.051
	3	京都市山科区	0.023	14	和束町	0.053
	4	京都市下京区	0.021	15	亀岡市	0.051
	5	京都市南区	0.021	16	南丹市	0.052
	6	京都市右京区	0.021	17	福知山市	0.096
	7	京都市右京区	0.021	18	福知山市	0.052
	8	京都市西京区	0.020	19	舞鶴市	0.051
	9	京都市伏見区	0.021	20	綾部市	0.053
	10	京都市伏見区	0.020			

ウ 土壌環境

土壌19地点で年1回の調査を実施したところ、いずれの地点においても環境基準を下回っていた。

土壌中のダイオキシン類調査結果

区分	調査地点		土壌濃度 (pg-TEQ/g)	調査地点		土壌濃度 (pg-TEQ/g)
	環境基準		1,000	10	京都市右京区	0.023
一般環境	1	京都市北区	1.2	11	京都市西京区	0.75
	2	京都市上京区	0.46	12	京都市伏見区	0.81
	3	京都市左京区	0.0020	13	京都市伏見区	0.52
	4	京都市中京区	0.032	14	京都市伏見区	1.2
	5	京都市東山区	0.54	15	長岡京市	7.9
	6	京都市山科区	0.13	16	宇治市	0.0014
	7	京都市下京区	0.065	17	八幡市	0.18
	8	京都市南区	0.014	18	木津川市	0.17
	9	京都市右京区	1.6	19	京丹波町	0.0011



(2) 発生源のダイオキシン測定

ア 府の行政検査

府がダイオキシン類対策特別措置法対象の事業場の一部（4事業場）に立入検査を行い、廃棄物焼却炉等の排出ガス測定を実施したところ、全ての施設で基準値を下回っていた。（調査時期：平成30年7月～平成31年1月）

排出ガス中のダイオキシン類濃度測定結果

区 分	事 業 場 名		測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	基準値 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )
廃棄物焼却炉 等の排出ガス	新設	(株)伊藤工務店 自己処分場	0.89	5
	新設	カンポリサイクルプラザ(株)	0.0000012	0.1
	既設	るり溪開発(株)	0.071	10
	既設	綾部紡績(株)	1.1	10

- (注) 1 新設施設とは法施行（平成12年1月15日）以降に設置された施設であり、既設施設とは法施行前に設置された施設をいう。  
2 各異性体の測定濃度又は実測濃度が定量下限未満の場合は0として毒性等量を算出している。

イ 事業者による自主測定

ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定により、施設設置者から報告のあった自主測定の結果は、次のとおりであった。（調査時期：平成30年4月～31年3月）

排出ガス中のダイオキシン類濃度測定結果

区 分	測 定 数		測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	基準値 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )
廃棄物焼却炉等の排出ガス	新設 (注1)	36施設	0 ~ 0.88	0.1 ~ 5
	既設 (注1)	37施設	0 ~ 4.1	1 ~ 10

ばいじん、燃え殻中のダイオキシン類濃度測定結果

区 分	測 定 数	測定結果 (ng-TEQ/g)	特管該当値 (ng-TEQ/g) (注2)
廃棄物焼却炉のばいじん	59施設	0 ~ 16	3
廃棄物焼却炉の燃え殻	66施設	0 ~ 0.18	

### 排水中のダイオキシン類濃度測定結果

区 分	測 定 数	測定結果 (pg-TEQ/L)	基準値 (pg-TEQ/L)
排水水（水質基準適用事業場）（注3）	10施設	0 ~ 0.043	10

- （注） 1 新設施設とは法施行（平成12年1月15日）以降に設置された施設であり、既設施設とは法施行前に設置された施設をいう。なお、既設施設であっても廃棄物焼却炉の中には新設施設の排ガス基準が適用される施設があることから、これらについては新設施設として計上している。
- 2 ばいじん、燃え殻については、3ng-TEQ/gを超えると特別管理廃棄物（特管）となる。
- 3 水質基準適用事業場とは、事業場内に焼却炉の排ガス洗浄施設や下水道終末処理施設等を設置している事業場をいう。
- 4 各異性体の測定濃度又は実測濃度が定量下限未満の場合は0として毒性等量を算出している。

#### （ア）測定実施状況

ダイオキシン類対策特別措置法では、特定施設設置者による年1回以上のダイオキシン類濃度の測定が義務付けられており、平成30年度中、府内（京都市を除く。）においては、大気基準適用施設（廃棄物焼却炉等）は73施設、水質基準適用施設は10施設がその対象となり、すべての施設から測定結果の報告があった。

なお、大気基準適用施設（廃棄物焼却炉等）については休止中のものが10施設及び稼働前のものが4施設、水質基準適用施設については排水を循環使用し事業場からの排水がないものが15施設（休止中1施設を含む）及び稼働前のものが1施設があり、これらは測定義務の対象外となった。

#### （イ）測定結果

排出ガス中のダイオキシン類濃度については、73施設全てが基準値を下回っていた。集じん機で集められたばいじん及び燃え殻の測定結果について、1施設において特別管理廃棄物に該当するばいじんが見られたため、当該施設の設置者に対し、ばいじんを特別管理廃棄物として適正に処理するよう指導した。その他の施設については特別管理廃棄物該当値を下回っていた。また、排水水の測定結果については、10施設全てで基準値を下回っていた。

## 【参 考】

### ○ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラ-PCB)を含めて、ダイオキシン類と呼ぶ。

化学構造としては、ベンゼン環2つが結合し、それに塩素が付いた形をしているが、塩素の付く数やその位置などにより、多くの異性体が存在する。

### ○TEQ (毒性等量)

ダイオキシン類は、毒性の強さがそれぞれ異なっており、最も毒性の強い2,3,7,8-TCDD(4塩化のPCDD)の毒性を1として、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算する毒性等価係数(TEF)を用いて、ダイオキシン類の毒性を算出し、それを足し合わせた値(毒性等量=TEQ)で表す。

### ○ダイオキシン類の単位

ダイオキシン類については、極微量物質であるため、通常、pg(ピコグラム)やng(ナノグラム)といった、微量単位を表す記号を付けて表す。

例えば、水1リットル中のダイオキシン類は○○pg-TEQ/L、ばいじん1g中のダイオキシン類は○○ng-TEQ/gといったように表す。

g(グラム)

mg(ミリグラム) = 千分の1グラム

μg(マイクログラム) = 100万分の1グラム

ng(ナノグラム) = 10億分の1グラム

pg(ピコグラム) = 1兆分の1グラム

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく測定結果報告状況(30.4.1~31.3.31測定分)

ダイオキシン類測定結果		排出ガス		ばいじん		燃え殻		
		試料採取日	濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	試料採取日	濃度 (ng-TEQ/g)	試料採取日	濃度 (ng-TEQ/g)	
1	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター	長岡京市	0.1(14年度新設)	30.4.13	0.0000033	混合灰として排出→	30.4.2	0.0000021
2	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター	長岡京市	1(28年度新設)	30.6.22	0.00027	集じんなし	排出なし	
3	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター	長岡京市	1(30年度新設)			稼働前	稼働前	
4	乙訓環境衛生組合	大山崎町	5	31.1.23	0.033	稼働前	31.1.23	0.023
5	乙訓環境衛生組合	大山崎町	5	30.11.7	0.028	上記と混合排出	30.11.7	0.011
6	乙訓環境衛生組合	大山崎町	1(※)	30.12.12	0.036	上記と混合排出	30.12.12	0.025 (下記ばいじん と燃え殻との混 合物)
7	乙訓環境衛生組合	大山崎町	5(13年度新設)	30.12.11	0.48	0.013	30.12.12	0.0031
8	城南衛生管理組合グリーンパーク折居	宇治市	1(28年度新設)	①30.7.2 ②31.1.10	①0.000015 ②0.000020	①0.14 ②0.071	①30.7.2 ②31.1.10	①0.000018 ②0
9	城南衛生管理組合グリーンパーク折居	宇治市	1(28年度新設)	①30.7.2 ②31.1.16	①0.00086 ②0.00000065	上記と混合排出	①30.7.2 ②31.1.16	①0 ②0
10	互応化学工業(株)	宇治市	10	30.10.11	0.000032	0.0033	排出なし	
11	(株)微生物化学研究所	宇治市	5(14年度新設)	31.3.20	0.81	①16 ②0	①31.3.21 ②31.3.21	①0.13 ②0.07
12	(株)越智組	宇治市	5(15年度新設)	30.11.12	<0.08	<0.02	30.11.13	<0.02
13	城南衛生管理組合グリーン21長谷山	城陽市	10	30.7.27	0.0081	集じんなし	30.7.27	0.0000078
14	城南衛生管理組合グリーン21長谷山	城陽市	0.1(16年度新設)	30.8.23	0.000012	0.45	30.8.23	0
15	城南衛生管理組合グリーン21長谷山	城陽市	0.1(16年度新設)	30.8.23	0.00000091	上記と混合排出	30.8.23	0
16	京都府山城家畜保健衛生所	城陽市	10		休止中	休止中	休止中	
17	ホリモク(株)	城陽市	10	30.12.18	0.057	0.010	30.12.18	0.0041
18	(有)石井工務店	城陽市	5(15年度新設)	31.3.1	0.88	<0.02	31.3.4	<0.02
19	(株)平安(アルミニウム合金製造用の溶解炉)	久御山町	5	30.12.8	0.011	基準適用の対象外	基準適用の対象外	
20	(株)平安(アルミニウム合金製造用の溶解炉)	久御山町	1(12年度新設)	30.12.8	0.25	基準適用の対象外	基準適用の対象外	
21	(株)平安(アルミニウム合金製造用の溶解炉)	久御山町	1(15年度新設)	30.12.8	0.019	基準適用の対象外	基準適用の対象外	
22	城南衛生管理組合グリーンピア沢	八幡市	10		休止中	休止中	休止中	
23	(株)クロレライト本社	八幡市	10		休止中	休止中	休止中	

※法施行(平成12年1月15日)前に設置された施設であるが、新設施設の排ガス基準が適用される施設

番号	事業場名	所在地	排出ガスの基準値		排出ガス		ばいじん		燃え殻		
			適用基準値 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	試料採取日	濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	試料採取日	濃度 (ng-TEQ/g)	試料採取日	濃度 (ng-TEQ/g)	試料採取日	濃度 (ng-TEQ/g)
24	(株)DNPテクノパック 田辺工場	京田辺市	10	30.8.28	0.011	30.8.28	0.91	30.8.28	0.00003		
25	(株)DNPテクノパック 田辺工場	京田辺市	10			上記と混合排出		上記と混合排出			
26	京田辺市環境衛生センター緑泉園	京田辺市	10		休止中			休止中			
27	京田辺市環境衛生センター甘南備園	京田辺市	5	①30.6.23 ②30.12.15	①0.019 ②0.034	①30.6.23 ②30.12.15	①0.37 ②0.44	①30.6.23 ②30.12.15	①0.0039 ②0.0022		
28	京田辺市環境衛生センター甘南備園	京田辺市	5	①30.6.23 ②30.12.15	①0.75 ②0.046	①30.6.23 ②30.12.15	①2.7 ②0.54	①30.6.23 ②30.12.15	①0.012 ②0.0060		
29	(株)伊藤工務店自己処分場	宇治田原町	5(12年度新設)	31.2.19	0	31.2.19	0.0036	31.2.19	0.00072		
30	中建(株)	宇治田原町	5(14年度新設)	30.11.26	0.69	30.11.26	0.000000093	30.11.26	0.000000069		
31	相楽郡広域事務組合大谷処理場	木津川市	5(※)	31.2.27	0.0076	集じんなし		31.2.6	0.000037		
32	藤原建設(株)山城支店	木津川市	10	31.1.30	2.8	31.1.30	0.037	31.1.30	0.0022		
33	環境の森センター・きづがわ	木津川市	5(28年度新設)	31.1.29	0.000056	31.1.31	1.5	31.1.31	0.0013		
34	環境の森センター・きづがわ	木津川市	5(28年度新設)	31.1.31	0.0021	31.1.31	0.25	31.1.31	0.0065		
35	相楽東部クリーンセンター	和東町	10	①30.8.9 ②30.10.11 ③31.1.17 ④31.2.28	①0.016 ②0.044 ③0.023 ④0.023	①30.10.8 ②31.1.14	①0.53 ②0.59	①30.10.8 ②31.1.14	①0 ②0.00000014		
36	相楽東部クリーンセンター	和東町	10	①30.4.26 ②30.5.17 ③30.7.12 ④30.11.8	①0.018 ②0.041 ③0.026 ④0.049	①30.4.26 ②30.7.12	①0.32 ②0.67	①30.4.26 ②30.7.12	①0.014 ②0.0093		
37	(株)イング	亀岡市	10		休止中			休止中	休止中		
38	亀岡市桜塚クリーンセンター	亀岡市	5	31.1.8	0.0025	①30.5.9 ②30.7.11 ③30.8.8 ④30.10.4 ⑤30.12.9 ⑥31.1.8	①0.036 ②0.012 ③0.090 ④0.024 ⑤0.078 ⑥0.11	①30.12.10 ②31.1.8	①0.000052 ②0.00025		
39	亀岡市桜塚クリーンセンター	亀岡市	5	30.12.10	0.000064	上記と混合排出		上記と混合排出			
40	亀岡市桜塚クリーンセンター	亀岡市	5	31.1.8	0.00029	上記と混合排出		上記と混合排出			
41	理研ビタミン(株)京都工場	亀岡市	10	30.12.7	4.1	30.12.7	0.94	30.12.7	0.0062		

※法施行(平成12年1月15日)前に設置された施設であるが、新設施設の排ガス基準が適用される施設

番号	事業場名	所在地	排出ガスの基準値		ダイオキシン類測定結果				
			適用基準値 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	排出ガス		ばいじん		燃え殻	
				試料採取日	濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	試料採取日	濃度 (ng-TEQ/g)	試料採取日	濃度 (ng-TEQ/g)
42	(株)ダイフジ	亀岡市	5(14年度新設)	0	30.11.30	0	30.11.30	0	
43	サカ工業 リサイクルセンター	亀岡市	5(22年度新設)	0.086	30.12.10	0.018	30.12.10	0.18	
44	船井郡衛生管理組合京都中部クリーンセンター	南丹市	10	休止中		休止中		休止中	
45	船井郡衛生管理組合京都中部クリーンセンター	南丹市	10	休止中		休止中		休止中	
46	カンポリサイクルプラザサマーリサイクル施設 I	南丹市	0.1(13年度新設)	①0.0000017 ②0.0000021 ③0.020 ④0.0082	①30.6.13 ②30.8.30 ③31.2.6 ④31.3.26	0.25	31.2.6	0.030	
47	京都府南丹家畜保健衛生所	南丹市	5(30年度新設)		稼働前		稼働前		
48	船井郡衛生管理組合畜産焼却施設	南丹市	10	0.13	30.5.21	集じんなし	30.5.21	0	
49	るり溪開発(株)	南丹市	10	0.01	30.5.8	混合灰として排出→	30.5.8	0	
50	船井衛生管理組合京都中部クリーンセンターL処理施設	南丹市	5(※)	0.000018	30.12.12	0	30.12.12	0	
51	美原アルミ工業(株)	京丹波町	5	0.00068	30.10.24	基準適用の対象外	基準適用の対象外		
52	(株)鳥淵牧場	京丹波町	5(19年度新設)	0.70	30.5.24	0.12	30.5.24	0	
53	福知山終末処理場	福知山市	1(※)	0.0000065	30.5.22	混合灰として排出→	30.5.22	0	
54	福知山市環境パークごみ焼却施設	福知山市	1(※)	①0.00022 ②0.0000047	①30.7.24 ②30.12.27	①0.046 ②0.029	①30.7.24 ②30.12.27	①0 ②0	
55	福知山市環境パークごみ焼却施設	福知山市	1(※)	①0.0000060 ②0.0000053	①30.7.24 ②30.12.27	①0.031 ②0.023	①30.7.24 ②30.12.27	①0 ②0	
56	共立工業(株)	福知山市	10	2.0	30.11.20	0.07	30.11.20	0	
57	三栄プロライナー販売(株) 夜久野農場	福知山市	5(16年度新設)	0.048	30.6.29	0.01	30.6.29	0.00000019	
58	三栄プロライナー販売(株) 川合農場	福知山市	5(17年度新設)	0.19	30.12.18	0.00081	30.12.18	0.00000010	
59	京都府中丹家畜保健衛生所	福知山市	5(17年度新設)	0.20	31.2.6	0	31.2.5	0	
60	(株)但馬どり 福知山農場	福知山市	5(19年度新設)	0.0029	30.5.14	0.00014	30.5.14	0.0000011	
61	(有)鳥功産業 夜久野農場	福知山市	5(21年度新設)	0.35	30.10.2	0.051	30.10.2	0.000000079	
62	中丹地域有害鳥獣処理施設	福知山市	5(26年度新設)	①0.00024 ②0.0081	①31.2.7 ②31.2.13	0.00042	31.2.8	0	

※法施行(平成12年1月15日)前に設置された施設であるが、新設施設の排ガス基準が適用される施設

番号	事業場名	所在地	排出ガスの基準値		排出ガス		ばいじん		燃え殻	
			適用基準値 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	試料採取日	濃度 (ng-TEQ/g)	試料採取日	濃度 (ng-TEQ/g)	試料採取日	濃度 (ng-TEQ/g)
63	舞鶴市清掃事務所	舞鶴市	5	0.024	30.6.19	0.085	30.6.20	0.0012	30.6.20	0.0012
64	舞鶴市清掃事務所	舞鶴市	5	2炉同時稼働(1炉運転なし)	上記と混合排出	上記と混合排出	上記と混合排出	0.0024	上記と混合排出	0.0024
65	舞鶴市清掃事務所	舞鶴市	10	0.054	30.6.19	0.054	30.6.20	0.0024	30.6.20	0.0024
66	舞鶴市清掃事務所	舞鶴市	10	2炉同時稼働(1炉運転なし)	上記と混合排出	上記と混合排出	上記と混合排出	0.0024	上記と混合排出	0.0024
67	(株)日海商事焼却場	舞鶴市	5(14年度新設)	休止中	休止中	休止中	休止中	0.000052	休止中	0.000052
68	綾部市衛生公苑	綾部市	10	0.011	30.5.24	0.030	30.5.24	0	30.5.24	0
69	綾部紡績(株)	綾部市	10	0.62	31.3.26	0.45	31.3.26	0	31.3.26	0
70	綾部市クリーンセンター	綾部市	5(12年度新設)	休止中	休止中	休止中	休止中	0	休止中	0
71	綾部市クリーンセンター	綾部市	5(14年度新設)	0.067	30.10.18	集じんなし	H30.10.19	0	H30.10.19	0
72	舞鶴喜楽鉢業(株)綾部総合工場	綾部市	0.1(30年度新設)	稼働前	稼働前	稼働前	稼働前	稼働前	稼働前	稼働前
73	宮津市し尿処理施設	宮津市	10	0.13	30.10.12	混合灰として排出→	30.10.12	0.0036	30.10.12	0.0036
74	宮津市清掃工場	宮津市	10	0.0013	30.10.18	0	30.10.18	0	30.10.18	0
75	宮津市清掃工場	宮津市	10	0.000073	30.10.18	上記と混合排出	上記と混合排出	0	上記と混合排出	0
76	宮津与謝クリーンセンター	宮津市・与謝野町	5(28年度新設)	稼働前	稼働前	稼働前	稼働前	稼働前	稼働前	稼働前
77	京丹後市網野衛生センター	京丹後市	10	0.00000093	30.11.29	0	30.11.29	0	30.11.29	0
78	京丹後市峰山クリーンセンター	京丹後市	10	休止中	休止中	休止中	休止中	0	休止中	0
79	京丹後市峰山クリーンセンター	京丹後市	10	0.0051	30.12.28	0.10	30.12.14	0.000070	30.12.14	0.000070
80	京丹後市峰山クリーンセンター	京丹後市	5(12年度新設)	0.0040	30.10.23	上記と混合排出	30.12.14	0	30.12.14	0
81	京丹後市峰山クリーンセンター	京丹後市	5(12年度新設)	0.00016	30.11.29	上記と混合排出	上記と混合排出	0	上記と混合排出	0
82	京丹後市竹野川衛生センター	京丹後市	10	0	30.10.31	0	30.10.31	0.0057	30.10.31	0.0057
83	京丹後市竹野川衛生センター	京丹後市	10	2炉同時稼働(1炉運転なし)	上記と混合排出	上記と混合排出	上記と混合排出	0.0013	上記と混合排出	0.0013
84	(株)山眞組	京丹後市	10	0.68	30.11.16	0.0043	30.11.16	0.0013	30.11.16	0.0013
85	山川産業(株)掛津事業所(鉱山保安法関係)	京丹後市	1	0.015	30.10.3	0.000015	30.11.16	0.0013	30.11.16	0.0013
86	京都府丹波家畜保健衛生所	与謝野町	10	0.053	31.2.5	集じんなし	31.2.5	0	31.2.5	0
87	与謝野町岩滝焼却炉	与謝野町	5(14年度新設)	0.013	30.12.5	0.32	30.12.5	0	30.12.5	0

※法施行(平成12年1月15日)前に設置された施設であるが、新設施設の排ガス基準が適用される施設



ダイオキシン類対策特別措置法に基づく測定結果報告状況(30.4.1~31.3.31測定分)

番号	事業場名	所在地	水質基準対象施設				30年度	
			施設				ダイオキシン類測定結果	
			施行令別表第2第2項 (ア)セチレン洗浄施設	施行令別表第2第15項 (ア)焼却炉の塵芥ス洗浄施設 (イ)焼却炉の運式集じん施設 (ウ)汚水を排出する灰貯留施設	別表第2第16項 (ア)PCB等の分解施設 (イ)PCB汚染物等の洗浄施設等	別表第2第18項 (ア)下水最終未処理施設	試験採取日	濃度 (pg-TEQ/L)
1	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター	長岡京市	○				30.4.13	0.000056
2	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター	長岡京市			○			
3	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター	長岡京市	○					
4	乙訓環境衛生組合	大山崎町	○					循環使用で場外排出なし
5	城南衛生管理組合クリーンパーク折居	宇治市	○					循環使用で場外排出なし
6	城南衛生管理組合クリーンパーク折居	宇治市	○					循環使用で場外排出なし
7	城南衛生管理組合クリーンパーク折居	宇治市	○					循環使用で場外排出なし
8	城南衛生管理組合クリーン21長谷山	城陽市	○					循環使用で場外排出なし
9	城南衛生管理組合クリーン21長谷山	城陽市	○					0
10	城南衛生管理組合クリーン21長谷山	城陽市	○					
11	城南衛生管理組合クリーンピア沢	八幡市	○					休止中
12	木津川流域下水道洛南浄化センター	八幡市			○		①30.7.13 ②30.12.14	①0 ②0.000069
13	京田辺市環境衛生センター・甘南備園	京田辺市	○					循環使用で場外排出なし
14	京田辺市環境衛生センター・甘南備園	京田辺市	○					循環使用で場外排出なし
15	(株)DNPテクノパック 田辺工場	京田辺市	○					循環使用で場外排出なし
16	高圧ガス工業(株)京都工場	京田辺市		○				循環使用で場外排出なし
17	環境の森センター・ぎづがわ	木津川市	○					循環使用で場外排出なし
18	環境の森センター・ぎづがわ	木津川市	○					循環使用で場外排出なし
19	相楽東部クリーンセンター	和東町	○					循環使用で場外排出なし
20	カンポリサイクルプラザ・マルザイクル施設 I	南丹市	○					循環使用で場外排出なし
21	カンポリサイクルプラザ・マルザイクル施設 I	南丹市	○					循環使用で場外排出なし
22	(株)鳥淵牧場	京丹波町	○					循環使用で場外排出なし
23	福知山終末処理場	福知山市	○					0.00086
24	福知山終末処理場	福知山市			○			
25	宮津市し尿処理施設	宮津市	○					0.043
26	宮津市謝クリーンセンター	宮津市・与野町	○					稼働前

## 4 公害苦情の状況

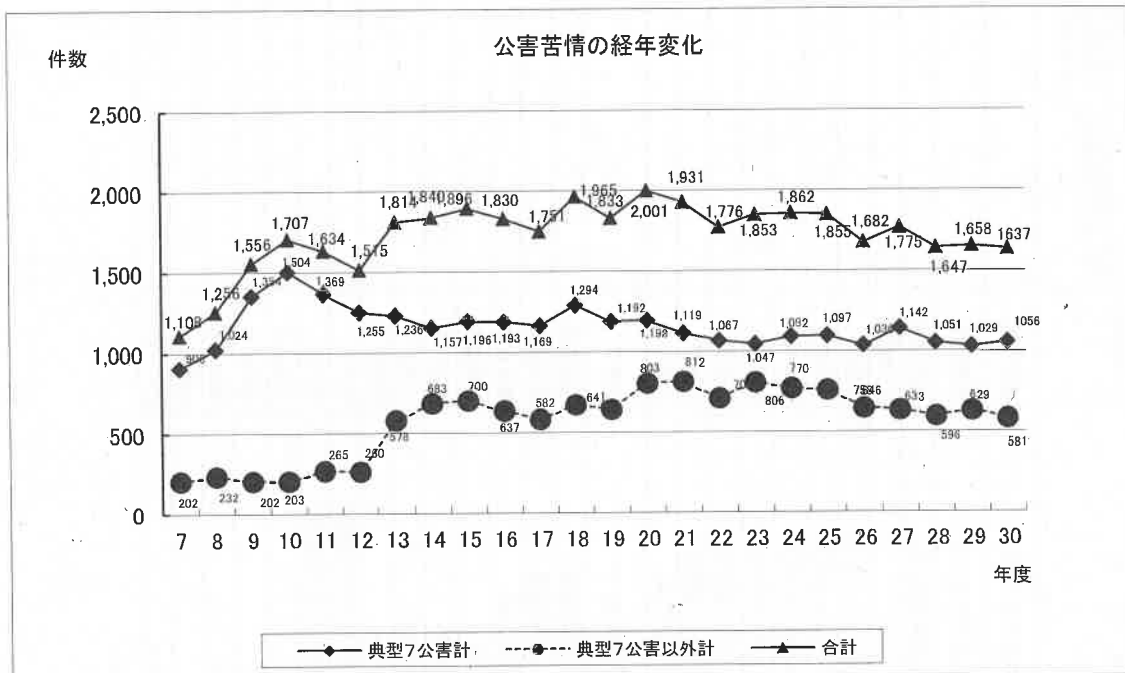
### (1) 公害苦情の概要

- ・平成30年度の公害苦情は1,637件で、前年度に比べ21件減少。
- ・大気汚染・水質汚濁等典型7公害の苦情は27件増加し1,056件、典型7公害以外の苦情は48件減少し581件。
- ・典型7公害では、騒音、大気汚染及び悪臭に係る苦情が多く、これらを合わせると83%を占める。
- ・典型7公害以外では、廃棄物投棄が45%を占める。
- ・なお、公害苦情件数は、公害等調整委員会が実施した調査に基づき府内市町村及び保健所へ寄せられた件数を集計したものであり、京都府警察本部への苦情件数は含まれていない。また、同一人からの同一苦情については、複数回苦情があっても1件として取り扱っている。

29・30年度公害別苦情件数

年度	典型7公害							小計	典型7公害以外		合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		廃棄物投棄		
30	289	130	5	402	42	0	188	1,056	581	[260]	1,637
29	309	142	7	375	22	1	173	1,029	629	[287]	1,658

公害苦情の経年変化



※平成5年度以降は、「典型7公害以外計」に市町村又は保健所で受けた野犬の徘徊、放置自転車、路上駐車等の苦情は含まない(京都府警察本部への苦情も含まれていない)。

(参考資料) 平成30年度 発生市町村別 種類別苦情件数

市町村	典型7公害									左記以外			合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	小計	廃棄物投棄	その他	小計		
												低周波(内数)	
京都市	119	53	1	261	6	19	0	79	532	0	2	2	534
乙訓	向日市	0	0	0	10	0	0	3	13	0	1	1	14
	長岡京市	14	5	0	15	2	1	7	42	4	0	4	46
	大山崎町	4	1	0	4	0	4	4	17	1	0	1	18
	小計	18	6	0	29	2	5	14	72	5	1	6	78
山城北	宇治市	18	8	0	21	2	2	20	69	2	1	3	72
	城陽市	9	2	1	15	0	1	11	39	3	16	19	58
	八幡市	21	10	0	13	0	8	8	60	38	2	40	100
	京田辺市	23	8	1	2	0	2	1	37	58	74	132	169
	久御山町	18	10	0	15	0	5	14	62	12	129	141	203
	井手町	0	1	0	0	0	0	3	4	0	1	1	5
	宇治田原町	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2	4	5
	小計	89	39	2	66	2	18	58	272	115	225	340	612
山城南	木津川市	12	8	0	10	0	0	4	34	6	1	7	41
	笠置町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	和束町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	精華町	0	2	0	1	0	0	2	5	0	0	0	5
	南山城村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	12	10	0	11	0	0	6	39	6	1	7	46
南丹	亀岡市	6	1	1	9	0	0	8	25	69	49	118	143
	南丹市	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	2
	京丹波町	0	2	0	5	0	0	2	9	11	35	46	55
	小計	6	3	1	14	0	0	12	36	80	84	164	200
中丹西	福知山市	18	6	0	7	0	0	10	41	0	1	1	42
中丹東	綾部市	8	4	1	6	0	0	3	22	14	2	16	38
	舞鶴市	18	6	0	7	0	0	3	34	2	0	2	36
	小計	26	10	1	13	0	0	6	56	16	2	18	74
丹後	宮津市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1
	京丹後市	1	3	0	1	0	0	3	8	36	5	41	49
	与謝野町	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1
	伊根町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	1	3	0	1	0	0	3	8	38	5	43	51
合計	289	130	5	402	10	42	0	188	1056	260	321	581	1637

## 5 自動車騒音調査結果

### (1) 調査対象道路（市域は市が調査を実施）

府内の主要道路の190評価区間\*

（高速道路1区間、国道85区間、府道77区間及び市道27区間）

評価延長279km

\*評価区間：評価に当たり、自動車騒音の影響が概ね一定とみなせる区間に分割したもの

### (2) 調査方法

道路端の両側から50mの範囲にある各住居を対象に、道路からの距離による減衰や建物による遮へい効果を考慮して騒音レベルを計算し、環境基準の達成状況を評価。

$$\text{環境基準達成率 (\%)} = \text{環境基準達成住居戸数} / \text{対象の全住居戸数} \times 100$$

### (3) 調査結果

全体では、昼間で94.9%、夜間で95.3%の住居が環境基準を達成した。調査は評価区間を概ね5年のローテーションで実施しているため、年度毎の達成率に多少のばらつきが見られるものの、近年は、ほぼ横ばいである。

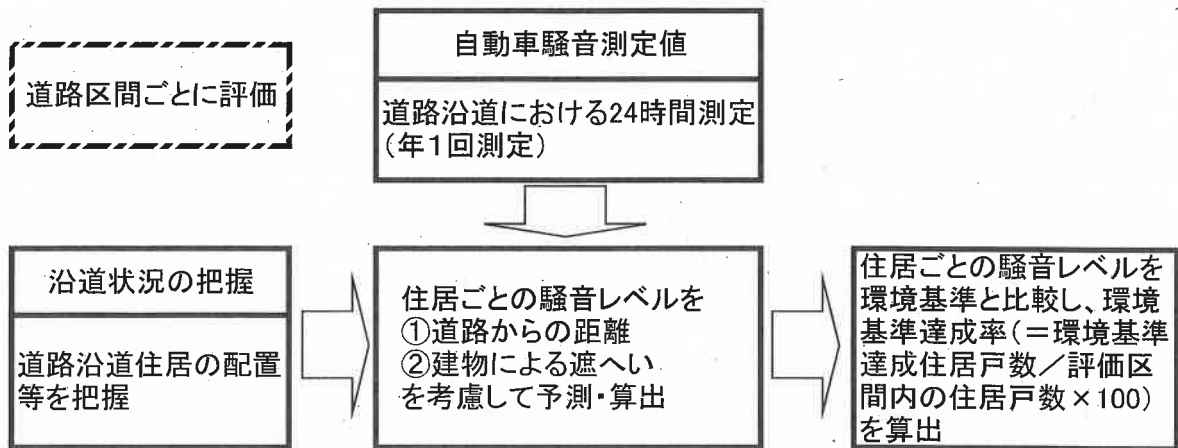
なお、過去の環境基準達成率は、平成29年度（昼間：95.8%、夜間：93.7%）及び平成28年度（昼間：92.9%、夜間：92.3%）であった。

調査対象〈評価区間〉 (住居戸数)	環境基準達成率			
	昼間 (6時～22時)		夜間 (22時～6時)	
	全体	最大～最小	全体	最大～最小
高速道路〈1区間〉 (35戸)	100 % [96.2 %]		100 % [94.7 %]	
国道〈85区間〉 (17,983戸)	92.9 % [94.1 %]	100～21.1 %	90.4 % [89.7 %]	100～22.2 %
府道〈77区間〉 (21,625戸)	97.8 % [97.7 %]	100～66.7 %	97.3 % [95.7 %]	100～72.2 %
市道〈27区間〉 (27,671戸)	94.0 % [97.5 %]	100～77.4 %	96.8 % [96.8 %]	100～79.4 %
全体〈190区間〉 (66,611戸)	94.9 % [96.7 %]	100～21.1 %	95.3 % [94.3 %]	100～22.2 %

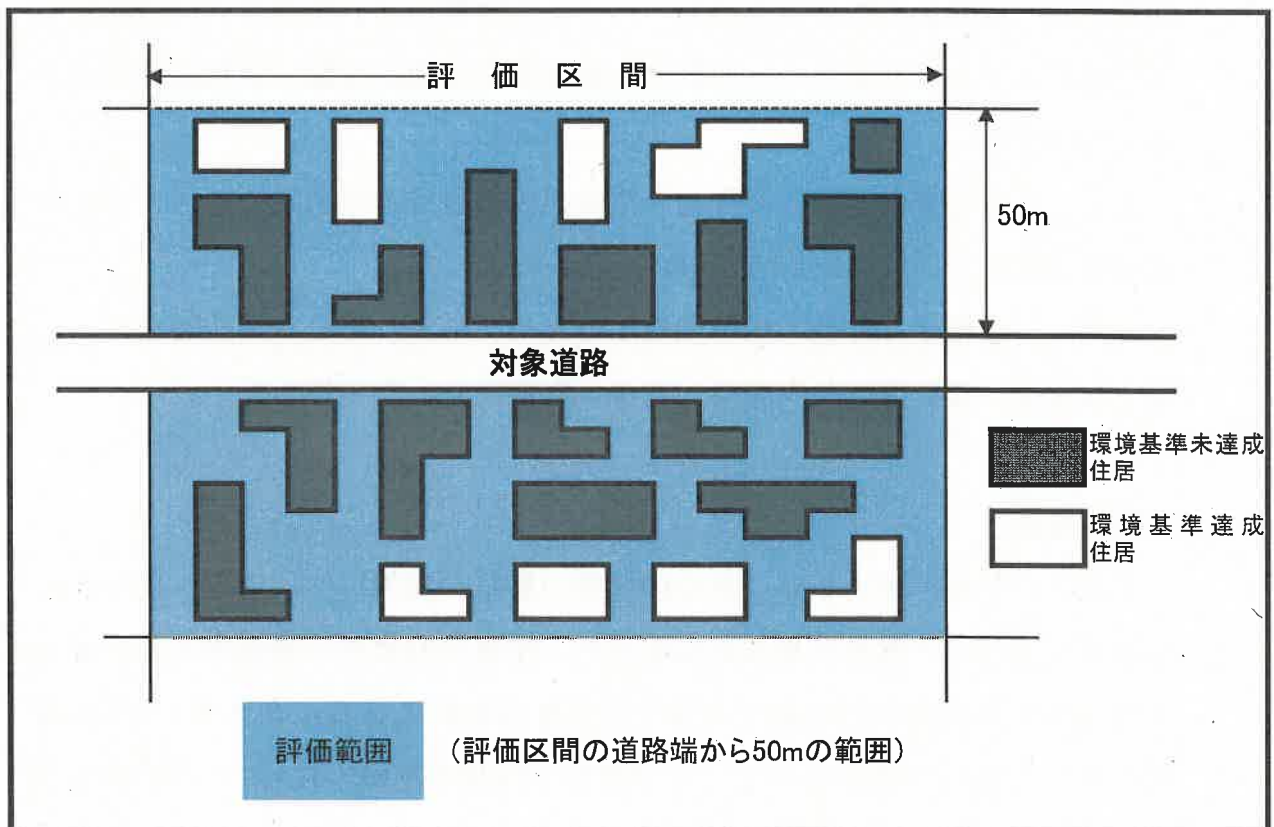
(注1) [ ] 内は平成29年度の全国の調査結果（841地方公共団体で実施）

(注2) 複数の評価区間に属する住居が存在するため、各調査対象の住居戸数の合計と全体の住居戸数は一致しない。

## 自動車騒音測定結果評価システムの概要



### 評価のイメージ



## 6 高浜発電所及び大飯発電所に係る環境影響監視結果等

### (1) 発電所に係る環境影響監視の概要

京都府では、昭和48年度から関西電力株式会社高浜発電所（出力82.6万kW原子炉2基、87万kW原子炉2基）に係る環境監視（放射線及び同発電所からの温排水の影響調査）を実施しているところであるが、福島原発事故を契機として、平成24年度からは同社大飯発電所〔出力117.5万kW原子炉2基（平成30年3月1日運転終了）、118万kW原子炉2基〕に係る環境監視も実施している。

このうち、放射線監視については、①舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、伊根町、京丹波町及び京都市に設置した合計15か所の放射線測定所での空間放射線空気吸収線量率の連続測定、②環境放射能測定車による定点測定、③環境放射線調査車による走行サーベイ、④舞鶴市及び綾部市内の合計26か所のモニタリングポイントにおける四半期ごとの空間放射線積算線量測定を実施した。

また、原子力発電所から半径約10km以内の地点から採取した米、野菜等の環境試料について、放射性核種の分析を実施した。

さらに、温排水の拡散状況を把握するため、<sup>けしま</sup>毛島、<sup>うまだてしま</sup>馬立島周辺海域25定点での水温、塩分等の分布調査（温排水影響調査）を実施した。

### (2) 監視結果

平成30年度に実施したこれらの調査・監視の結果については、例年とほぼ同程度であり、異常は見られなかった。学識経験者から構成される「高浜発電所及び大飯発電所に関する環境測定技術検討委員会」からも、「周辺環境に対する影響は認められず、環境安全上問題はなかった。」との助言を得たところである。

平成30年度環境影響監視の概要

項目	内容、方法等	調査地点	頻度
環境放射線監視	空間放射線 空気吸収 線量率	放射線測定所 舞鶴市内6か所 (大山、吉坂、倉梯、塩汲、岡安、 地頭) 綾部市内3か所 (老富、上杉、八津合) 宮津市内1か所 (上司) 南丹市内2か所 (盛郷、島) 伊根町1か所 (日出) 京丹波町1か所 (本庄) 京都市内1か所 (伏見I)	連続
	環境放射能測定車による 定点測定	東舞鶴地域3地点	4回/年
	環境放射線調査車による 走行サーベイ	東舞鶴地域一円 綾部老富地区 綾部・西舞鶴地域 福知山市区 伊根・橋北地区 宮津・栗田・由良地区 京丹波町地域 南丹市美山町地域	4回/年
	空間放射線 積算線量	モニタリングポイント 舞鶴市内 25か所 綾部市内 1か所 計26か所	4回/年
環境試料中の核種分析	米、大根、ほうれん草、 生椎茸、小豆、馬鈴薯、 梅、きゅうり、牛乳、め ばる、さざえ、なまこ、 わかめ、あじ等	原子力発電所から半径約10 km以内の 陸上 17か所 海上 7か所	1~12回/年
温排水影響調査(分布調査)	水温、塩分等	毛島、馬立島、内浦湾湾口部 周辺海域 25定点	6回/年

平成30年度環境影響監視結果の概要

環 境 放 射 線	空間放射線空気吸収線量率	放射線測定所	<p>○年平均値は、例年と比較して大きな変動は認められなかった。</p> <p>○月別平均線量率は、年間を通じてほぼ同じレベルで推移した。</p> <p>＜年間平均値＞</p> <table border="0"> <tr> <td>大山</td> <td>33 nGy/時</td> <td>八津合</td> <td>37 nGy/時</td> </tr> <tr> <td>吉坂</td> <td>38 nGy/時</td> <td>上司</td> <td>49 nGy/時</td> </tr> <tr> <td>倉梯</td> <td>49 nGy/時</td> <td>盛郷</td> <td>49 nGy/時</td> </tr> <tr> <td>塩汲</td> <td>37 nGy/時</td> <td>島</td> <td>36 nGy/時</td> </tr> <tr> <td>岡安</td> <td>38 nGy/時</td> <td>日出</td> <td>37 nGy/時</td> </tr> <tr> <td>地頭</td> <td>39 nGy/時</td> <td>本庄</td> <td>36 nGy/時</td> </tr> <tr> <td>老富</td> <td>43 nGy/時</td> <td>伏見 I</td> <td>39 nGy/時</td> </tr> <tr> <td>上杉</td> <td>28 nGy/時</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	大山	33 nGy/時	八津合	37 nGy/時	吉坂	38 nGy/時	上司	49 nGy/時	倉梯	49 nGy/時	盛郷	49 nGy/時	塩汲	37 nGy/時	島	36 nGy/時	岡安	38 nGy/時	日出	37 nGy/時	地頭	39 nGy/時	本庄	36 nGy/時	老富	43 nGy/時	伏見 I	39 nGy/時	上杉	28 nGy/時		
	大山	33 nGy/時	八津合	37 nGy/時																															
吉坂	38 nGy/時	上司	49 nGy/時																																
倉梯	49 nGy/時	盛郷	49 nGy/時																																
塩汲	37 nGy/時	島	36 nGy/時																																
岡安	38 nGy/時	日出	37 nGy/時																																
地頭	39 nGy/時	本庄	36 nGy/時																																
老富	43 nGy/時	伏見 I	39 nGy/時																																
上杉	28 nGy/時																																		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境放射能測定車</li> <li>・環境放射線調査車</li> </ul>	<p>○放射線測定所の結果とほぼ同程度で、大きな変動は認められなかった。</p> <p>＜環境放射能測定車＞ 20～39 nGy/時</p> <p>＜環境放射線調査車＞ 17～55 nGy/時</p>																																
監 視	空間放射線積算線量		<p>○例年とほぼ同じで、大きな変動は認められなかった。</p> <p>＜年間積算値＞ 0.39～0.70 mGy</p>																																
	環境試料中の核種分析		<p>○環境試料の分析の結果、セシウム-137等が検出された試料があったが、過去の検出値と同程度であり、福島第一原発事故及び過去の核実験等の影響とみられた。</p> <p>○陸水、海水等のトリチウム濃度では異常は認められなかった。</p>																																
	温排水影響調査（分布調査）		<p>○平成30年4月、10月、12月及び平成31年2月に実施した調査において、高浜発電所からの温排水の内浦湾内での拡散が認められた。</p> <p>○平成30年6月及び8月に実施した調査においては、温排水の拡散は認められなかった。</p>																																



- 環境基本法(平成五年十一月十九日法律第九十一号)第十六条に基づき政府が大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康の保護、生活環境の保全の上で、維持されることが望ましい基準を定めたもの。
- 環境基準は行政上の目標となるものであり、類型あてはめが行われた河川・海域について、府として類型基準を達成するための総合的な施策を実施する必要がある。

## 類型指定について

- 生活環境の保全に関して、公共用水域を水域の利用目的、水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地条件などを考慮して水域の指定をおこなったもの。
- 水域類型は、BODについて河川が6類型、CODについて湖沼が4類型、海域が3類型に分けられている。全窒素及び全燐については、湖沼が5類型、海域が4類型に分けられている。
- 宇治川及び瀬田川を含めた淀川や木津川等政令で定められた特別の水域については、環境大臣が行い、その他は、都道府県の知事が行う。

## 環境基準の項目について

- 環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)と生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)が別々に定められている。
- 健康項目では、水環境の汚染を通じて人の健康に影響を及ぼす恐れがあるカドミウム、シアン、砒素、水銀など27項目の基準値が決められている。
- 生活環境項目では、人の生活に密接に関係のある、財産や動植物とその生育環境などの保全を目的とした基準で、利用目的に応じて設けられたいくつかの水域類型ごとに、BOD、COD、SS、T-N、T-Pの基準値を定めている。

## 生活環境項目について

- BOD(生物化学的酸素要求量)・・・水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標。
- COD(化学的酸素要求量)・・・水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量。湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標。
- SS(浮遊物質)・・・水中に浮遊または懸濁している粒子状物質のことで、粘土・鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸、工場排水に由来する有機物や金属の沈殿物が含まれる。懸濁物質と呼ばれることもある。
- T-N(全窒素)、T-P(全磷)・・・それぞれ窒素化合物全体、りん化合物全体のこと。窒素、りんは、ともに植物の増殖に欠かせない元素だが富栄養化の要因であり赤潮等を発生させる。

## BOD、CODの環境基準の達成 状況の評価について

- 類型指定された水域における環境基準の達成状況の年間評価については、以下の方法により求めた「75%水質値」が適合している場合に達成しているものと判断。
- \* 75%水質値: 年間の日間平均値の全データをその値の小さなものから順に並べ0.75×n番目のデータ値をもって75%水質値とする(0.75×n番目が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目、nはデータ数)。
- 複数の環境基準点を持つ水域については、各環境基準点の75%水質値をすべての基準点について適合している場合に達成しているものと判断。
- 海域で、2層以上で採取する場合は全層平均値を採用する。

## 海域における全窒素及び全燐の環境 基準の達成状況の評価について

- 当該水域の環境基準点において、表層の年間平均値が適合している場合に達成しているものと判断。
- 複数の環境基準点を持つ水域については、各環境基準点の表層の年間平均値をすべての基準点について平均した値が適合している場合に達成しているものと判断。



# 5 大気や水質 環境基準達成

## 9/24 府、30年度の測定結果まとめ

府内の大気や水質などの環境状況について、府は平成30年度の測定結果をまとめた。大気、水質などに関し、ほとんどの地点で環境基準を達成。環境や健康を害するほどの汚染はみられなかった。

大気関係では、微小粒子状物質(PM2.5)の定点観測地点28カ所で環境基準を達成。二酸化酸素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素も全局で環境基準を達成した。光化学オキシダント注意報は2日発令し、光化学スモッグによる被害訴えはなかった。

環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンはいずれも全測定地点で基準達成。アスベストについては府内8カ所で調査を実施し、高濃度地点は確認されなかった。水質関係は、公共用水域の水質汚濁状況を監視するため、61河川108地点、6海域19地点で測定。カドミウムなど人の健康に関するものはすべて

が環境基準をクリアした。生活環境項目は、河川は全水域で基準達成。海域は閉鎖性水域の阿蘇海、久美浜湾など計5地点で基準を達成できなかった。

高浜、大飯両原発の周辺環境への調査・監視では、府内15カ所に設置した放射線測定所や環境放射能測定車などによる測定の結果、大きな変化は認められなかった。

